

第2回阿蘇市議会会議録

1. 令和6年2月22日 午前10時00分 招集
2. 令和6年3月13日 午前10時00分 開議
3. 令和6年3月13日 午後2時40分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	14 番	湯 浅 正 司
15 番	五 嶋 義 行	16 番	古 木 孝 宏
17 番	谷 崎 利 浩	18 番	菅 敏 徳

欠席議員

な し

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	藤 田 浩 司
土 木 部 長	荒 木 仁	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	総 務 課 長	和 田 直 也
福 祉 課 長	松 岡 幸 治	農 政 課 長	佐 伯 寛 文
建 設 課 長	中 本 知 己	企画財政課長	廣 瀬 和 英
防 災 情 報 課 長	市 原 修 二	ほ け ん 課 長	小 山 隆 幸
観 光 課 長	秦 美 保 子	上 下 水 道 課 長	竹 原 昭 典
波 野 支 所 長	岩 下 勝 則	健 康 増 進 課 長	山 内 る み
まちづくり課長	石 松 昭 信		

8. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 本 繁 樹	議 会 事 務 局 次 長	塚 本 栄 治
書 記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

本日の会議は、前議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（菅 敏徳君） 日程第1「一般質問」を行います。

一般質問の所要時間は45分と定められています。一般質問は、単なる陳情とならず、市の行政全般にわたり、事務の執行状況及び方針などについて所信をただし、説明を求め、疑問をただすものであります。質問される議員におかれましては、この趣旨を踏まえ、簡潔で分かりやすい質問とし、執行部におかれましては的確な答弁を行いますようお願いいたします。

なお、発言の際は挙手と同時に「議長」と声を上げ、許可された後に発言されますようお願いいたします。

これより順次一般質問を許します。5番議員、佐藤和宏君。

5番議員、佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） 皆さん、おはようございます。5番議員、佐藤和宏でございます。今回、初めてのトップということで少し緊張をしておりますが、終わりましたら、もう安らかに目を開けたまま、2日間、皆さんの質問を聞こうと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

今回は、今後の阿蘇市管内における移動手段の確保について質問をさせていただきます。

現在、政府では過疎地域の公共交通の不足やインバウンドの回復に伴う観光地でのタクシーやバスの不足の対策として、ライドシェアの解禁と自家用有償旅客運送制度の条件緩和を検討し、4月から解禁ということで、自治体とタクシー会社と共に協議をして国に認可の申請をしている自治体もあります。近隣では、別府市や高森町も4月から10月のライドシェ

ア実用に向けて着々と準備が進んでいると聞いております。

本市では、現在、自家用有償旅客運送制度を利用して、福祉バスと乗合タクシーを運行しているところですが、今後、将来に向けて、観光地での公共交通不足の解消対策と市民の移動手段の支援の向上のためにも、本市でも今後検討が必要になってくるのではないかと考えております。別府市や高森町とは規模やいろいろな条件は異なっておりますが、現在、稼働中の移動手段の支援対策の現状と課題を検証した上で、本市の身の丈に合わせた阿蘇市版の移動手段の支援の確保の実現に向けて、今後、検討していただきたいというふうに思っております。

では、まず観光課にお尋ねをいたします。前回の議会でもインバウンドが回復して、公共交通が観光地で不足しているということでもございました。今後、バスやタクシードライバーの高齢化、そして働き方改革で人手不足となり、これからますます公共交通が不足すると言われております。阿蘇山をはじめとする観光地での観光客の公共交通の現状と課題はということで質問をいたしますが、まずは、観光地での現状について御答弁をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） おはようございます。ただ今の質問にお答えいたします。

本当に佐藤議員おっしゃるとおり、ライドシェアの事業解禁には、観光課も非常に注目をしているところでございます。質問が、今の公共交通の観光における現状ということでございますので、不足の状況、利便性においての不足という部分で御説明をさせていただきます。阿蘇駅を例に取りまして御説明いたしますと、阿蘇駅から主要の観光地までの路線バスは、阿蘇神社行きが 11 本ですが、阿蘇山行きが 1 日 8 本、大観峰行きが平日 6 本、この大観峰行きは土日は 4 本に減ります。そして、この大観峰のバス停は、大観峰茶店から 2 キロと離れているところにありまして、おおよそ 1 時間に 1 本あるかないかの時間帯でございます。利用者からすれば、観光客は時間が非常に大事ですので、もう最初からレンタカーを利用するという方が増えている現状です。タクシーにおいては、今までは阿蘇駅前にタクシーが常時待機しているような光景が見られていたかと思いますが、今はもうほとんどなくなってございまして、駅から電話して来てもらうというような中で、平日は来てくださるんですけど、休日はもうほぼ足りてないというような状況でございます。

また、このような状況は、朝出発を見送るホテルや夜の居酒屋なども非常に困っていらっしやいまして、やはり予約をしていないと非常に待ち時間が長いというような公共交通の現状になっております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5 番（佐藤和宏君） ありがとうございます。1 時間に 1 本のペースでは出てるということですけども、課題のほうは後で、じゃあ、すみません、私のほうから私が知り得るライドシェアのことをちょっとお話をしたいと思います。ライドシェアということで、ライドは「乗る」ということで、シェアは「共有する」ということでございます。今回、4 月に解禁する別府市と高森町が実用に向けてやるのは、やっぱり外国で取り組まれているライドシェアというよりは、どちらかと言えば自家用有償旅客運送制度を利用した日本版のライドシェ

アでございます。このライドシェアは、一般のドライバーがあらかじめ行政に登録して、空いた時間に自家用車やタクシー会社の車両を使ってお客を輸送して対価を得ることができる制度であります。普通免許で事故や違反歴がなければ、誰でも登録できるという目安があります。それから、休日や夜間の交通機関がつかまらないというときには有効な対策と言えるということでございます。それと、タクシー会社も従業員とか台数を増やさなくてもできるという支援でございます。原則予約はウーバー・ジャパンなどのアプリで対応、そして、支払いも原則キャッシュレスということでございます。しかし、高齢者にはキャッシュレスやアプリが苦手ということで、4月からの動向を見て、何か考えなければいけないという話もっております。ライドシェアが普及すると移動手段が解決するというわけではないかもしれませんが、有効な策ではないかというふうに思っております。

しかし、聞くところによると、タクシー会社は何かあまり意欲がないというような話を聞いております。観光課でタクシー会社の様子をずっと見ていらっしゃると思いますので、その状況と今できる公共交通不足の解消に向けた対策を御答弁をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 議員、説明ありましたけれども、4月からの制度では観光客向けはタクシー会社の管理下におけるということになりますので、タクシー会社が雇用するとかそういうような形態になりますので、やっぱりタクシー会社がメリット、そしてデメリット、その整理の上ということになるかと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） 将来、ライドシェアができるか分かりませんが、それまでの対策というかどうかというふうな対策で行きますかということですけど。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 大変すみません。今そのようなことを整理したくて、熊本県と今実証実験を行っております。それはまさにWebを使った予約の「らくらくWebタクシー」というのを阿蘇地域で取り組んでおります。やっぱり阿蘇地域でないと観光客の移動距離からいくと。6社40台による運用がされておまして、今後も継続していただくようお願いして、そして、そこでやっぱり実績を積んでみて、アプリにどれだけ手数料が要るとかそういったことも今検証をしているところです。そういうふうに、やっぱり私たちもできるだけ今回のライドシェアは取り入れたくて、言われるとおり、もうちょっと国からの情報がほしいというのが切実な思いです。今、企画財政課のほうも非常に考えてくださいますので、どうにかこれが実現するように、タクシー会社としては今のところ充足していると。従業員とお客さんとの需要供給は今のところ問題ないと言ったらいけないんですけど、うまくいっているというような感じでございまして、でも現場は足りてないという状況です。ところがタクシー会社としてはそこまで問題としていない状況でございますので、ここをどう間を埋めていくかというのが課題に考えております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） ありがとうございます。今日、項目が3番までありますけど、課

題を一つ一つして、最後に 3 番目をお願いをするような発表の仕方をしたいと思っております。どうもありがとうございます。

観光地での課題というものは、やはり公共交通が全然足りてないということと、タクシー会社に交渉するのは、ちょっとなかなか難航するのではないかということで、それが課題ということで、まただんだんそういうふうに進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

外国でのライドシェアの普及状況からすると、観光地にはライドシェアは絶対必要ではないかというふうには私は思っております。今後もタクシー会社 3 社との柔軟な交渉も含め、国や県からの自家用有償旅客運送制度やライドシェアの今後の動向も見て、阿蘇市版のライドシェアが誕生するように願ってるところでございます。

次に、市民の移動手段の現状と課題はということでございます。路線バスは、市民の移動手段の支援ということではなくてはならない支援と十分承知をしておるところであります。しかし、少子高齢化やドライバーの 2024 年問題で人手不足が深刻な問題となっております。バスの運行そのものの在り方が、今後、議論をしていかなければならないのではないかと思っております。

そこで、現在の地方バス運行等特別対策補助金についてちょっと質問をしてみたいと思います。今回の議会で、令和 5 年度の補正で地方バス運行等特別対策補助金が 7,296 万 6,000 円と出されておりました。令和 6 年度の当初予算では 8,600 万円が今回議会のほうで計上されております。この地方バス運行等特別対策補助金は、非常に金額も高額になっておりますが、この一部でも移動手段の支援のほうに補充できるならというふうにやっぱり思っております。この地方バス運行等特別対策補助金の使われ方といいますか、詳しい説明をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。路線バスの補助金の件についてお答えしたいと思います。

各市町村が負担します補助金の算定方法について、まず説明したいと思います。産交バスが運行しております熊本県全体の路線バスの経常欠損額、簡単に言いますと赤字の部分の基本といたしまして、当該市町村内の実走距離（走行距離）で

案分して算出した補助金、その金額が市町村の負担金ということになります。こちらの補助金については、市町村負担額の約 8 割が特別交付税で措置されております。年度間の補助金の増減といたしましては、阿蘇市に限らず全県的な話で申し上げますと、バス利用者数の増減であったり、走行距離の増減、これは各市町村のバス路線の見直し、再編あたりによる増減が出てきますし、あと、国・県の補助金などの支援の有無によっても左右されますし、最終的には産交バスの収支の状況で補助金が増減してくるというような状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5 番（佐藤和宏君） それでは、もう一つ、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間の歳入歳出決算書を、我々 2 期生ですので 5 冊いただいているんですけど、その歳入歳出決算書

を見ると、地方バス運行等特別対策補助金の決算額が、年によって増額決算だったり減額決算になったりしてるんですけども、一番決算額が高かった年は令和２年度の決算で８,８０５万２,０００円で、前年度比７７１万３,０００円のここは増額決算ということでございます。しかし、今度は令和３年度の決算を見ますと８,７４８万１,０００円で、ここはマイナス５７万１,０００円ということで減額決算、令和４年度になりますと７,１２３万１,０００円で１６２万５,０００円のマイナス決算ということでございます。今回の議会に出てきた令和５年度補正７,２９６万６,０００円、今年はプラス１７３万５,０００円の増額決算ということになるというふうに思っております。年ごとの補助金の金額の変動は、市のほうからいろいろと調整をして変動した金額になるのでしょうか。それと、変動する理由を御答弁お願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 平成３０年度までについては、年間６,０００万円から７,０００万円の補助金で推移しておりましたけれども、令和元年度から８,０００万円を超えるケースが出てきております。要因といたしましては、先ほど申し上げました令和２年度につきましては、バスの事業者の算定方法の見直しによる増額が生じております。それから、令和２年度以降については、やはりコロナウイルス感染症の影響により輸送人員が減ったということで収入が減ったという部分でございます。それから、全般的に言えることといたしましては、他市町村の路線の見直し、再編あたりの影響で、走行距離がそれぞれ変わってきますので、その影響でやはり増減が生じるというようなことでございます。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○５番（佐藤和宏君） ありがとうございます。ほかの自治体を聞いてみますと、やはり少子高齢化で、泣く泣く路線を廃止するというようなところもあるようでございます。この路線バス等特別対策補助金の金額が非常に高いというのもありまして、歳出の改革ではないですけども、どうにかできないかと思ったんですけども、そこまではこちらのほうではもうウエイトができないわけですか、その改革は。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 現在行っていることといたしましては、やはり利用者の少ない路線、それから行政負担が大きい路線については、関係者、それから関係機関と見直しを協議しているところでございます。熊本県のほうも補助金交付に当たりましては、コミュニティ交通に重点化シフトしておりまして、高齢化の進展とともに利便性の向上を考慮した上で、今後、公共交通については模索していきたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○５番（佐藤和宏君） 他の行政区ではそういう処理をしているところもあるということで、バスの乗車率を見てみますと、阿蘇市もそういうことにならないかならないようなこともあるかもしれませんから、そのときになってから交通のことをやろうとしても間に合わないかもしれませんので、今のうちから少しずつ検討をしていただきたいということで、路線バスの場合だったら、やっぱり路線バスそのものの議論を課題としていかなければいけないと。あと歳出のほうも考えていただきたいというふうに求めておきたいと思います。ありがとう

ございました。今後の本市の少子高齢化や市民の皆様の移動手段の利便性に重きを置いて、将来の路線バスの在り方も見据えた対策を、今後、模索していただきたいというふうに思います。

次に、乗り合いタクシーの状況です。タクシー会社に御協力をいただき、自家用有償旅客運送制度を利用して運用してと思っています。乗り合いタクシーの運行は、現状、時間や場所の制限などどのような体制の運用となっておりますか。御答弁をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 乗り合いタクシーに関する御質問についてお答えしたいと思います。

乗り合いタクシーについては、平成 19 年 4 月に導入いたしまして、年々拡充し、現在 13 路線 55 の行政区で運行しております。運行状況につきましては、事前予約制となっております、地域ごとに週 2 日から 7 日運行しております、また、1 日当たりの便数といたしましては、地域発と市街地発を合わせまして 4 便から 8 便を運行してる状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5 番（佐藤和宏君） ありがとうございます。いろいろやっぱり規制とかあると思うんですけど、市内の人だけでしょうか。例えば、阿蘇市外の人が乗車したいとかというのは、やっぱりできないということですか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 現状としては阿蘇市内、それから周辺地域の方も利用されてるという状況で、市外の方も利用できるというところですが、完全予約制ということになっております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5 番（佐藤和宏君） この乗り合いタクシーの件で考えてみますと、やっぱり出発地から目的地までの線と線なんです。例えば、観光地に行ったり阿蘇市外に出たりとか、乗り合いタクシーもライドシェアの取組にちょっと似てるところがありますので、そういうところも考えると、ぜひ面的にやっていただければいいんじゃないかなというふうに思っております。今回、ライドシェアの解禁では自家用有償旅客運送制度の見直しが政府から出されておりますので、ドアツードアや観光地への業務延長、特区の制度の認可をいただけるようになると思います。今度の改正ではタクシーの料金が、もともと 2 分の 1 ぐらいということだったんですけども、80%ですから 8 割まで、1,000 円だったら 800 円いただけるということで、タクシー会社もいいのではないかなというふうな気持ちはします。乗り合いタクシーはライドシェアに本当に近い支援対策ですので、先行するライドシェアのような阿蘇市版のライドシェアがもしできるならというふうに思ってるところでございます。課長、ありがとうございます。

次に、福祉バスの質問をいたします。市には主に波野地区で運用されている波野福祉バスが公共交通空白地対応ということで、現在、運行しておりますが、以前の一般質問でも質問をさせていただきました。当時は、波野地区限定での運用で、旧一の宮町や旧阿蘇町への乗

り入れはできないということでございました。その後、見直しがされて、波野地区を超えて市内のスーパーや病院への乗り入れができるようになり、利便性の向上対策として、本当に支持をしていきたいと思っております。今後は、さらなる利便性の向上の対策を検討するときにきているのではないかと思います。波野福祉バスの現状運行の状況と問題点などありましたら御答弁をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 波野支所長。

○波野支所長（岩下勝則君） ただ今の質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、波野地域における福祉バスの運行事業の内容について御説明をさせていただきます。福祉バスにつきましては、移動手段にお困りの方を対象とした事業となっております。自宅から波野支所や郵便局、農協、それから道の駅波野神楽苑、波野地域内の二つの駅や竹田市の荻の里温泉、そのほかにも佐藤市議がおっしゃったように、お買い物便としまして阿蘇ショッピングタウン等、要綱で定められております指定乗降箇所、15 か所ありますけども、そこを事前に利用申請の許可を受けられた利用者宅の間を 10 人乗りのワゴン車で予約運行による送迎を行っているところでございます。運行日については、土、日、祝日を除く平日に運行しておりまして、運行調整のため利用前日の午後 3 時までに、送迎場所と希望時間の予約をしていただきまして、運転手が運行調整を行った上で運行当日の朝、利用者宅に送迎時間等の連絡を行っているところでございます。利用状況としましては、令和 4 年度の実績としまして、運行日数が 192 日、利用者数は延べで 1,804 名となっており、平均しますと、1 日当たり 9.4 名となりまして、過去 5 年間の中でも最も多くの方の利用があっているところでございます。本年度につきましては、2 月末現在で運行日数 183 日、利用者数も延べ人数で 1,487 名となっており、1 日当たり平均 8.1 名となっています。目的地としましては、昨年と同様に荻の里温泉の利用が多い状況にあります。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5 番（佐藤和宏君） ありがとうございます。年間 1,800 名以上の利用があるということですが、福祉バスはタクシー会社ではなくて職員が運用してるということで、マンパワーというか、福祉バスで私がやってもらいたいのは、やっぱり阿蘇市全体に行くならというのがありますが、もちろん阿蘇市全体になるとマンパワーは足りないと思いますけど、現状ではマンパワーのほうは大丈夫なわけですか。

○議長（菅 敏徳君） 波野支所長。

○波野支所長（岩下勝則君） 現在、福祉バスにつきましては、会計年度任用職員さんのほうで運行させていただいております。一昨年は利用者が多かった関係もありまして、一昨年 11 月から任用形態も変更し勤務時間等の変更させていただき、8 時 15 分から 5 時までの勤務時間となっておりますので、現状では特に不足している状況ではございません。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5 番（佐藤和宏君） ありがとうございます。阿蘇市全体に、それこそ出発地から目的地

までの線ではなくて面的に考えると、それから観光地までとか思ってしまいますけども、福祉バスは利用者に非常に人気があり、稼働率が非常によいということで、今後も活躍をお願いしたいと思います。しかし、タクシー会社だけでなく職員が運行しているということで、マンパワーにももちろん限界があると思います。福祉バスの課題としては、改善すべき案という言い方がいいのかな、やはり波野だけじゃなくて阿蘇市全体にそういうのが膨らんでいくといいなということで思っております。福祉バスが阿蘇市全体の移動手段の支援の対策の一員として活躍ができるならいいなということで思っているところです。課長、ありがとうございました。

それでは、最後に自家用有償旅客運送制度やライドシェアを活用して新たな移動手段の検討はできないかということでございます。ここでもう一つ、北海道天塩町のライドシェアについて、ちょっと御紹介をしてみたいと思います。この天塩町は、人口2,700人ほどの町でございますが、この天塩町の市街地から70キロ離れた稚内市の病院とかスーパーなんかにはライドシェアで市民のドライバーを募ってやって、マッチングサービスを使ってやっておられるというところもあります。ここはやっぱり車で行くと片道3時間、ガソリン代が約1,000円ぐらいかかると、電車なら2,000円、タクシーなら2万5,000円というふうにかかるということで、このマッチングサービスでは、燃料代の折半ぐらいで対応ができてるといようなところもあります。阿蘇市ではやっぱりタクシーのほうがまだなかなか理解ができていないということで、今度は企画財政課のほうにもう1回タクシー会社に交渉して、そういうところをちょっと動いてみたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

一般ドライバーが自家用車を活用しまして、有償で顧客を送迎するライドシェアにつきましては、制度的には先ほどありました本年4月にタクシー会社運行管理のもと、車両不足が深刻な地域や時間帯に絞って、限定的に解禁されることになっております。一般論といたしましては、インバウンドの急回復で混雑する観光地や過疎地域、それから、観光シーズンなどのタクシー不足などに応えられるというメリットがある一方で、やはり、運転手の健康管理、車両の整備点検、安全性の担保、事故の補償などの問題点も挙げられているところでございます。ライドシェアに関しましては、現在、国が具体的な制度設計に向けて議論されているところではございますが、慎重論を唱える交通事業者が多いというふうに伺っております。

現状、阿蘇市内のタクシー事業者の方といたしましては、シーズンや時間帯次第ではありますが、運転手などの従業員数につきましては、平均的に概ね充足しているというような見解でございます。引き続き交通手段の需給のバランスを考慮の上、既存交通事業者の方意向も確認しながら利用者の安全確保と利便性・安全性向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○5番（佐藤和宏君） ありがとうございます。課長、幾つか項目ごとに課題といいますか、改善に向けての案というようなことをちょこちょこ言いましたけれども、それを含めて、阿

蘇市にはイコカーという、令和５年９月３０日から１年間ほどこのイコカーの実証実験というのをやっておりましたよね。あのとき培ったライドシェアの実証実験から得た対策の効果を見据えて、ぜひこのライドシェアを実現させていただきたいと思いますが、もう１回すみません、振りますけどよろしくをお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 先ほど議員が言われました自家用有償旅客運送サービスを活用しまして、昨年、令和４年１０月から令和５年９月３０日までの１年間、山田地区の路線バスの沿線地域におきまして、コミュニティ交通イコカーの実証実験を行っております。延べ１２１名の方が御利用したということで実績が上げられております。今回、自家用有償旅客運送実施に当たって見えてきた課題といたしましては、登録方法や予約方法の簡素化であったり、路線や便数など運行形態の弾力的な運用、それから乗り合いタクシーとの差別化、収支改善などが上げられます。引き続き課題解決に向けまして、既存の交通事業者の方と協議を重ねながら将来を見据えた持続可能な交通手段を模索していきたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君。

○５番（佐藤和宏君） ありがとうございます。イコカーで培った実績も踏まえて、ぜひ、いろいろ交通事業があったほうがいいと思います。ライドシェアに変わらずＡＩタクシーというのもこの間新聞に載っておりましたので、あればあるほどいい対策だと思いますので、ライドシェアやこういう支援を立ち上げるのは、なかなかいろいろな安全な面とか管理の面とかでいろいろ面倒な面も出てくるとは思いますけれども、大都市のライドシェアというようなやつでなくていいと思います。本市の身の丈に応じた阿蘇市版のライドシェアの実現に向けて、各課で今後も検討をしていただきますように求めておきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

トップバッターとして一般質問が終わりましたので、それこそ安らかに目を開けて２日間聞きたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤和宏君の一般質問が終わりました。

続きまして、１２番議員、市原正君の一般質問を許します。

１２番議員、市原正君。

○１２番（市原 正君） 改めまして、おはようございます。１２番議員、市原でございます。通告に従いまして２点、今回、一般質問をするわけですが、所管のほうの的確な答弁を求めておきたいと思います。

まず、野焼きについてであります。これまで野焼きの件は数回一般質問を行っておりますが、今回もやるということは、いかに草原を守るために、あるいは、この阿蘇を守るために野焼きというのが大事な作業であるかということ、それを安全な野焼きをいかに継続していくかということの必要性を感じておりますので、再度質問をするわけがあります。農政課のしっかりした答弁を求めたいと思いますが、まず、この野焼きの重要性を認識して、国のほうの交付金等もいろいろ出てるということで聞いております。実際、野焼きに参加された方、非常に危険な作業でありますので、野焼きに参加された方にこういった賃金が支払われ

ているのかということについて聞きたいと思います。聞くところでは、グリーンストックを通じて牧野組合から、そして各個人へといろんな賃金が出てるという話も聞いてますので、そのあたりの農政課長の答弁を求めたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、国の事業でございますけども、多面的機能支払交付金事業ということで、これまで継続して野焼き、また、輪地切り、輪地焼き作業に対しまして草原の維持活動に対して交付金が充てられているような状況でございます。これについては、議員のほうからありますとおり、管内の牧野組合 66 組織で構成しております運営協議会のほうで運用いたしておりますけども、事務局が G S コーポレーションというグリーンストックの団体に支払われている状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 市原正君。

○12 番（市原 正君） 今、多面的交付金がグリーンストックを通じて、各牧野組合、そして個人へ出てるということですが、大体、その金額は幾らぐらいになってますか。個人に渡るときの金額です。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 各牧野組合員さんに日当の額ということでございますけども、この交付金事業でございますけども、牧野の面積に対して 10 アール当たり 250 円の交付金額になりますけども充てられております。実際、各牧野組合の面積に伴いまして交付金額も違っております。そのため牧野組合毎で日当の額に相違があるというふうな状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 市原正君。

○12 番（市原 正君） 今、課長から牧野組合によって、その面積によって賃金の支払いにもいろいろあるということで話を聞きましたけども、大体、私もいろいろ調べてみました。そして、昨年末から市民の方からいろんな電話がかかってきました。危険な作業だから 1 万円ぐらいというのが大体の相場でありますけれども、その中には、ある牧野組合さんは、ある地区はいわゆる歩銭ですね、出不足の賃金を支払えばその補助金は参加したとみなして、そして補助金は支払うと、そういったいい牧野組合さんもありますけども、ところが、ある地区には賃金として 500 円しか支払われていないとか、全く支払われていない地区もあるとかいろんなことを聞きます。そういったことを農政課としてどれぐらい把握してるのかちょっと伺いたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 先ほどの御質問で額といったものをお答えしておりませんが、現在、作業の 4 時間超え、1 日でございますけども、半日を超えた場合については上限 9,000 円でございます。下限が 4,000 円でございます。そして、4 時間以内ということで、上限が 4,500 円の下限が 2,000 円という運営協議会で取り決め、運用を行ってる状況でございます。今、議員がおっしゃいましたように、各牧野組合に参画される方の出席に対する賦

銭でございますけども、これについては、農政課としては各牧野組合の実態について把握はいたしておりません。

また、本交付金の交付については、実際、出席表で直筆、また押印をしていただく、また、集合写真、状況写真等の添付も義務づけておりますので、そういった中で確認をさせていただいてる状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 市原正君。

○12 番（市原 正君） 今、課長から賃金として上限 9,000 円、半日が 4,500 円ということで、大体これぐらいの賃金を出てるということで認識をさせてもらいますが、今、私が話したように、大体 1 万円程度の賃金が出てるということで認識をしておきたいと思いますが、さっき私も言いましたように、ところが、牧野組合とか地区の中で 500 円の賃金しか出てないとか、全く出てないとか、そういった地区が見受けられるという話を昨年末からよく聞くわけです。それは非常に問題じゃないかと。やはり、今、課長が言われたように 9,000 円という上限があるなら、そして、写真撮影とかそういったことで支払いをするということであれば、やはり、そういったことに対してきちんと農政課として行政指導を行うべきではないかというふうに私は思ってます。そういったことを、今後、農政課としてやってほしいんですけど、そのあたり課長、どうでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 各牧野組合の代表さんがお集まりになります火入れ会議、それ以外のお集まりいただく機会を活用いたしまして、本事業の適正な運用に対して周知を行わせていただいております。先ほど申しましたとおり、出席者の状況確認、また写真添付の運用の徹底を行わせていただいております。そういった中で、必要であれば運営協議会、また、運営協議会の事務局でありますグリーンストック、G S コーポレーションと必要であれば対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 市原正君。

○12 番（市原 正君） 今、課長から運営協議会を通じて必要であればやるということで返事をもらいましたので、ぜひこの点については、やはり阿蘇市として野焼きがいかに大事かということは皆さん知ってるわけです。そして、それに参加される方がほぼ 9,000 円なり 1 万円の賃金が出ると、そういった賃金が出るところか出ないところがあるということでは不公平になりますから、なるべくそういったことに統一されるように求めておきたいと思えます。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 繰り返しになりますけども、こういった補助事業を活用するに当たっては、やはり各組合員さん末端までの合意形成が当然ながら大原則でございますので、そちらを再認識していただいて、周知をこれまで以上に引き続き徹底してまいりたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 市原正君。

○12 番（市原 正君） ありがとうございます。ぜひ市内各牧野組合統一した賃金が支払

われるように求めておきたいと思います。

それで、じゃあ次に入りますが、この野焼きの件を一般質問に出す件について、私、1 月から中山間地域等直接支払交付金の支払いが各牧野にどれぐらいあってるのかということで、農政課のほうで調査をいたしました。そしたら、一番多いところは1,000 万円を超える補助金が出てます。多いところで900 万円、700 万円といった金額が出てるわけですけども、そこで出したいのは、こういった補助金が出てますが、これを利用して安全な野焼きをやるための防火帯の整備とかそういったことをぜひやれば、野焼きという作業がある程度軽減されるんじゃないかというふうに常々思ってますが、課長、何かありますか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 中山間地域等直接支払交付金でございますけども、この交付金を活用いたしまして、実際、牧野組合のほうに交付金、全体の7割が交付されておりまして、残りの3割を市の委員会事業ということで財源を使わせていただいております。まず、この牧野集落の7割分でございますけども、こちらを活用して実際重機を使った防火帯整備につきましては交付金の活用が可能です。

また、先ほど申しました3割の財源を活用しました市の委員会事業のほうにも、同じような重機を使った防火帯整備事業ということで、メーター当たり1,600 円を上限といたしまして支援している状況でございます。そういう中で、これまでどおり、議員おっしゃいますように野焼きが安全かつ安心して行えるような取組は、現在、市の制度としても、また、本交付金の趣旨からいたしましても、そういった形の活用ができるというところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 市原正君。

○12 番（市原 正君） もう既にやってるところもあるというふうに聞いてますけども、ぜひそういった対策をしっかりとやるように、各牧野組合につないでいただくように求めておきたいと思います。

じゃあ、次に入りますけども、これは非常に、もう今、野焼きをする中でボランティアさんが来ないと野焼きができないとか、そういった牧野組合もあるというふうに聞いてます。ところが、そのボランティアさんが高齢化していると、そういう話も聞きますが、そういったことに対する対策は農政課として何か考えておられますか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 野焼き支援ボランティア活動につきまして、阿蘇グリーンストックさんのほうで平成11年から取組が開始されたものでございます。したがって、当初から参画されてる方についてはもう二十数年あるということで、当然ながら高齢になられた方もいらっしゃるようでございます。グリーンストックのほうでも野焼き支援ボランティアの育成確保といった取組もグリーンストックの事業として執り行われておるような状況でございます。阿蘇市といたしましてもグリーンストックと連携をさせていただきながら、地元の後継者も含めましてボランティア、またボランティアの一つ上の部分であります火引きプロの担い手育成を行いながら、必要な牧野への派遣をこれまで同様グリーンストックと連携しながら実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 市原正君。

○12 番（市原 正君） これは非常に大変な問題であろうと思います。野焼きをするために、やっぱりボランティアさんが多く来ていただくと、そしてグリーンストック、それをまとめているらしいですが、そういったところと農政課のほうもしっかり協議をしてその対策を取っていただきたいというふうに求めておきたいと思います。

野焼きの最後になりますが、この野焼きがいかに大事かということを、阿蘇市内はもちろんですが、県下の方々に再度周知する必要性というのを私は常々思ってます。野焼きが大事ななんだと。場合によっては、野焼きをするために観光税じゃありませんが、草原保全のための観光客からのお金を取るとかそういったことも考えられるようにすべきじゃないかというふうに考えてます。そういうことを農政課として、所管は農政課ですけども各課、観光課も含めていろんなこと協議をして進めてほしいというふうに思ってますが、課長、答弁を。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 野焼きの必要性、重要性につきましては、議員おっしゃるように、野焼きについては多くの方が関わりをいただいてこれまで1,000年以上にわたり草原が保全されてるというようなことでございます。今後は阿蘇草原再生協議会など関係機関とも協力を行いまして、草原保全の理解につながる取組を行ってまいりたいというふうに思っております。

また、草原を維持することによりまして、阿蘇の雄大な景観、また観光資源の維持、また水源涵養の機能が発揮されることから草原の恩恵を受けておられる企業、事業体さんがいらっしやいますし、また、多くの地域内外の方々に向けまして環境対策への協力を今後も引き続き呼びかけてまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅 敏徳君） 市原正君。

○12 番（市原 正君） 課長、ありがとうございました。今回、野焼きということで、もう一般質問を何回もするんですけども、やはり、これがいかにこの阿蘇にとって大事なことかということを再度認識をしていただきたいと思います。農政課のほうも大変だと思いますが、今後ともいろんなことで対策をお願いしておきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次に災害に対応できる拠点施設の建設という件について質問に入っていきたいと思いますが、もう御案内のように、元日ですね、1月1日に能登半島の地震が起きました。大変な被害であります。毎日テレビでもそういったことが報道されておりますが、その中で私が特に関心を持ったのは、避難をされてる方々の中に、やはり避難所と指定されてる場所と人口、それがそのまま対応できてるのかということを非常に疑問に持ちました。あのテレビ中継を見てると、避難所が足りないから自分の家のビニールハウスで、仕方ないからここにいるとかそういったことも放送されてました。実際、そういうことを阿蘇市に持ってきたときどうなのかということです。人口と避難施設の収容人員というかそういった関連は今のところどれぐらいなのかということで、防災情報課長に聞きたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

市の指定避難所ですけれども、現状、地域の方々に分かりやすいように小学校区ごと、それから災害の種類ごとに指定しておりまして、最大で 38 か所、収容人員は約 9,000 人を見込んでおります。ただし、災害の種類によっては使用ができない施設というのもございます。このため、災害の状況によってタイミング、それから安全確保はできるか、ここは大事なんですけれども、確保ができることを確認した上で、指定避難所として開設してるというような状況でございます。

それから、人口に対する避難所ということですが、例えば、一の宮地区を例にとりますと、避難所が 12 か所、収容人員が 3,290 人となっております。ただ、人口は一の宮地区ですと、現状は 8,600 人ほどいらっしゃるというところとなっております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 市原正君。

○12 番（市原 正君） 今、課長のほうから報告を受けましたけれども、全ての方が収容できるように施設をつくるのが一番望ましいのでありますが、そういったことを考えると、大変な経費もかかると思いますが、今の段階で半分程度は収容ができるということであれば、あとの半分の方をどうするかということを防災情報課としても十分考えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 人口に対して避難所の数、収容人員は確かに少のうございます。こういった現状もございますし、まずもって避難といいますのが、避難所に行くだけが避難ではないというふうに私ども捉えております。避難とは難を避けることということで、まず御自宅が浸水区域とか災害の区域であるとか、そういったところでなければ、安全であれば自宅でも滞在しても構いませんし、例えば、親戚のお家とか友人、それから宿泊施設といったところで安全が確保できる場所をあらかじめ御準備とか把握いただいて、そういったところに避難いただくというのも分散避難として有効ではないかというふうに考えております。こういった考えを私どもこれから十分周知して、それから、災害に対する備えといったところも十分周知しながら防災対策を市民の方々、それから行政と一体となって進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅 敏徳君） 市原正君。

○12 番（市原 正君） やはり、阿蘇市は大きな災害を経験してますから、今、課長がおっしゃられるようなことを再度、やはり市民の皆さんに周知を求めておきたいと思います。

こういう話をしたとき、先月、あるテレビ番組を見ておりましたら、この災害対策についての番組があつてまして、その中である大学の教授が、これだけ日本で災害が多いと、各自治体で災害対策の拠点施設を整備する必要があるんじゃないかというふうな提案をしていました。私も非常にその提案について関心を持ちましていろいろ調べてみましたが、やはり、災害が起こったときにすぐ災害対応ができる施設、対策本部を作ったり、あるいは避難所にもなるとか、そういった施設を各自治体が整備をするということの必要性というのを、私も

ああそうだな、全く同感だなというふうに感じたわけであります。そういう中で、防災情報課長としてそういった拠点施設の必要性というのはどうでしょう。要ると思いますか。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） ただ今、御提案いただきました防災拠点施設といいますのが、市でいきますと防災無線であるとか防災のシステム、それから常設のモニターを置いて、いつでも災害対策本部ができる場所、それから支援機関、救助機関とかが来られたときに、すぐに活動ができるように常に用意しておくというものを防災拠点施設と考えておりますけれども、確かに、そういったものがあるのは非常に重要なというふうには思っております。ただ、現状としまして、阿蘇市にはそういった施設はございません。でも、私どもとしましては、どのような環境下においても限られた条件で最大限の努力をして対応していくという気概を持っていくことが大事と思ってますし、それに見合う体制、それから人材育成をしていて、現状は対応していくというふうに思っております。防災を預かる立場としては、非常にありがたい御意見ではございますが、現状そうしたところで対応してるところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 市原正君。

○12 番（市原 正君） 今、阿蘇市にはそういった施設はないということで答弁でございますけれども、今後、やはりこういった災害を受けた市でありますから、自治体でありますから、当然、そういった施設を建設していくぐらいのことは、今後考えておく必要があるんじゃないかと思います。

それで、ここでちょっと、防災情報課長、ありがとうございました。企画財政課長に伺いたいんですが、そういった施設をつくるとした場合、今、国も防災に対して非常に重要視をしながらいろんな対策を練ってます。もしここに防災施設をつくる、拠点施設をつくるとしたら、何か特別な交付金とかありませんか。課長、どうでしょう。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 防災拠点施設の整備に関する財源ということで、用途とか位置づけ、要件等によって異なるかと思いますが、例えば、起債であれば緊急防災・減災事業債、それから防災対策事業債、そういったものが部分的に活用があるというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 市原正君。

○12 番（市原 正君） 課長、ありがとうございました。いろんな補助金の可能性があるということではありますが、最後に総務部長に伺いたいんですが、以前から第2庁舎を建設したらどうかということで、もうずっと先輩議員からも声が出てました。この際、今、財政課長もそういった補助金を使えるかもしれないと、そういったことを話をしてくれましたが、防災拠点施設として、それを兼ねた議会等も含めた第2庁舎の建設、そろそろどうかなと思っておりますが、総務部長、どうでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） これまでも本会議におきまして、第2庁舎の建設については、

度々御質問をいただいたところでございます。ただ今、市原市議のほうから防災の拠点となる施設を兼ねた第2庁舎の建設をそろそろどうか、そういった御意見をいただきました。非常にありがたい御意見であるというように、防災を担当する立場としてはいただいております。しかしながら、現状を考えてみますと、阿蘇市内におきましても多数の公共施設もございます。喫緊の課題、整理すべき課題、多々あるのは事実でございますので、やはり、前回の答弁でも申し上げましたように、中長期的な立場で、長い目で見ていく。防災情報課長も申し上げました。まず必要なのはあらゆる限られた環境の中でいかに人として、組織の人間として防災対応をなすべきか。その組織体制の構築、そして、市に働く者としての意識の改革、それをまず成し遂げる、そういった意識があればどのような災害にでも職員として対応できる。それがまさに平成24年災害、そして熊本地震の災害の教訓、私たちの役目としてはその思い気持ちを若い職員に確実につなぐ、それが使命だと感じております。そういったこともありまして、当面の課題、喫緊の課題、それを整理した上での防災拠点を備えた第2庁舎の施設、そういうふうには捉えております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 市原正君。

○12番（市原 正君） 部長、ありがとうございました。今、部長のほうから、やはり直近の課題、そういったものも含めたということで答弁をもらいましたが、やはり、それも大事であります。そして同時に、私が今日発言をしましたが、防災拠点施設を兼ねた第2庁舎の建設ということも、どの辺になるか分かりませんが、先のほうにあるということも認識をしていただきたいと思います。ぜひこういう施設をつくることによって、災害を受けたこの阿蘇市がこういう施設を全国に先駆けてつくったと、そういったこともやはり大事なことでないかというふうに認識しておりますので、各課でしっかりと今後の協議を求めまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 市原正君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。

それでは、11時20分より再開いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、7番議員、児玉正孝君の一般質問を許します。

7番議員、児玉正孝君。

○7番（児玉正孝君） 7番議員、児玉正孝でございます。野焼きも終わり、随分と暖かくなってまいりました。しかし、今日はものすごく雪が積もっているような状況でございます。そして、今から先、観光シーズンを迎え、多くの内外の観光客の方に期待していたにも関わ

らず、火口見学は1月23日から立入りが規制されております。順調に売上げを伸ばしていたドル箱である公園道路、閉まったままです。二次避難施設やEゾーン活用もできなくなってきました。観光課長も歯がゆい思いで解除を待たれているんじゃないかと思っております。私はかねてから幾度となく提案をしております50年、また100年後の将来を見据えて、いつでも安全に火口見学ができますよといった規制区域外での展望所の新設、これを国へどうぞ働きかけよろしく願いいたしまして、質問に移ります。

最初に、防災施策について質問いたします。一昨日の11日で、あの東日本大震災から13年目になりました。いまだに以前の生活を取り戻せていない皆さんの生活に思いをはせております。私は、今まで市民の皆さんが安心・安全に暮らせるまちづくりを目指して、いつ起こるかもしれない自然災害に行政としてどのような備えをして対処するのかを数多く質問してまいりました。防災士の育成、備蓄倉庫の拡充と備蓄品の充実、自主防災組織の活性化などを提言して、少しずつではありますが、確実に実現をしてまいっております。新年度予算に災害や緊急時におけるリーダーとしての役割や調整を担う危機管理監の役職を設ける経費が計上してあります。この危機管理監制度の導入に至った経緯と役割、位置づけについて防災情報課長にお尋ねします。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） それでは、ただ今の御質問にお答えいたします。

危機管理監の採用に至った経緯でございますけれども、本市における実効性、それから即応性のある防災対策を推進するために、これまで行政職員だけで対応してまいりましたが、専門的な知見、経験を有する方を採用しまして、それらを推進していこうということが発端でございます。市民の生命、財産に係る緊急事態に対する体制整備、それから職員の危機管理能力の向上、それらをさらに高めるために令和6年度から危機管理監を採用することに至ったということでございます。危機管理監の位置づけとしましては、課長補佐級での採用というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7番（児玉正孝君） 任用職員という位置づけということでございますが、予定の任期は何年でございますか。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 危機管理監の任期につきましては、まず、令和6年度から3年間ということでございます。その後、最大2年延長のトータル5年間の採用というふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7番（児玉正孝君） どういうふうな立場の方を採用予定でしょうか。今までの職歴等をお知らせください。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） まず、危機管理監として採用する本市の条件でございます。

県内、危機管理監であるとか防災監と呼ばれる方とか、そういった方がいらっしゃるんですけども、その採用については、その自治体ごとに判断されてるというところでございます。本市の危機管理監の採用につきましては、資格としまして、内閣府の定める地域防災マネージャーの資格を持たれてる方ということで、まず要件としております。この地域防災マネージャーの要件といたしますのが、内閣府の実施する防災スペシャリスト養成講座を受けた方、もしくは、防衛相の実施する防災管理教育を受講された方、さらに防災行政に係る一定の実務経験を有する方というふうになっておりまして、国家公務員で言いますと防衛相、自衛隊関係の実務経験を有する方、それから、国又は地方公共団体において実務経験5年以上とかという要件がございまして、それで地域防災マネージャーの資格を証明できる方を募集しますということで採用を進めてまいりました。実際、採用が決まりました方は、陸上自衛隊の出身の方でございまして、令和2年から他の自治体で防災監として勤務された方でございます。自衛隊在職中の災害派遣、それから指揮、監督、命令の経験もございまして、他の自治体での防災行政の実務経験もございまして採用に至ったということでございます。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7番（児玉正孝君） 自衛官上がりという方がおいでになるということで、大いに期待はできるものと思っております。今までやはり何か起こったとき、市の組織ではそれぞれの部署で職員が限られた人数で精いっぱい業務に励んでこられてきたんじゃないかと私は感じておるところです。大きな規模の自治体や、また財源に余裕があるような自治体では、防災担当部署に多くの職員を配置することが可能でしょうが、今現状の防災情報課はいかがでしょう。課長、人員のマンパワーはどうですか。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 防災情報課の現状、防災に関わる人員数でよろしいでしょうか。防災情報課の中には情報管理室という部署と防災交通係、それから、山上事務所と大きく三つの係がございます。その中の防災交通係につきましては、係長以下で全員で3名という体制です。ただ、課長補佐もおりますので、実質防災に関わるのは、私も含めて5名が直接対応してるという状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7番（児玉正孝君） ありがとうございます。近頃はやはり災害が起こりますと、やはり女性への対応というのがかなり注視されておるところでございますので、今後も課におかれましては、防災担当、また避難所運営とかに直接関わります女性の役割というのも重要なものと思いますので、その辺も考慮されて今から組織立ててもお願いしたいと思います。課長、ありがとうございます。後でまた聞きます。

総務部長にお尋ねします。災害時に部長が今まで司令塔として担ってきたことを肩代わりするのが、今申し上げた危機管理監ではないかと私は思っておるわけですが、常時においては災害対策の企画、立案、避難計画の策定、発災時では情報収集、発信、また各部署への指示などが想定されますが、今後、運用に対してどのように期待をされておりますか、お聞か

せください。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただいま御質問をいただきました。4 月から防災監ということで、より専門的な方に就任いただき、さらに強いまちづくりを進める覚悟であります。災害対応について、私の考えとしては、災害対応はもう経験が全て、訓練でできないことは実際は絶対できない。そのためにも、やはり専門的な知識を取り入れて訓練を繰り返す。そして、来るべき有事に対して、限られた人員を有効に配置し対応する。人の命を助けるのは、最終的には人です。現場の人が命を助ける。現場に人を配置するのも、災害対策本部での人員の割り振り等が重要になってきます。状況を見極めた上で、しっかりとした考えのもと災害を乗り越えていく。実際、平成 24 年の災害を経験しましたが、何をどうやっていいかわからない。そういった中でも、その場、その時の判断でしかるべきことをやり、できることをやる。そうして命を守る。それが私は防災だと考えております。そういったことで、新しく防災監が就任しますけども、基本的な考えをしっかりと専門家として職員に植え付けて、今後の災害に対応する。そういった役割を期待しているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7 番（児玉正孝君） 部長、ありがとうございました。先ほど課長もおっしゃいましたように、やはり職員の方々に今度いらっしゃる防災監のノウハウ、これを十分に行き渡るようなまた取組をお願いしたいと思っております。

次に、防災情報課長にもう一度お尋ねします。現在、116 の行政区の中で自主防災組織としては幾つ組織されておりますか、お尋ねします。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

市内の自主防災組織の数は、現在 112 でございます。参考に、行政区としては 116 のうち 112 の自主防災組織が組織されてるということでございます。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7 番（児玉正孝君） 116 行政区の中で 112 組織されているということでございますね。各行政区の組織自体がイコール自主防災組織となるかとは思いますが。災害時には自分たちの身は自分たちで守るというルールのもとに、コミュニティに根差した組織として展開されているものと私は理解しているところです。しかし、あれもこれもといった机上論になって、この防災計画が二の足を踏んでるということがあるのではないかというふうに思っております。県は災害時に行政の手が届かないような場合、住民自らが連携して避難や復旧に当たることを自分たちで決めるといった取りかかりやすいような地区防災計画、これを各市町村に進めております。御承知のように、各区長さんや役員さん方は、多くの方が数年でもう交代されてしまいます。今まで訓練とかやって培ってきたノウハウが継承されにくくなっているのではないかとということも考えております。危機管理監制を置くのであれば、今後、住民の方の防災意識が継続が可能と、持続可能なそういうふうな意識を持っていただくというふうな取組をお願いしたいと思いますが、課長、いかがですか。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 令和6年度に危機管理監も採用いたしますが、令和6年度から発足を計画しております阿蘇市防災士連絡協議会がございます。この危機管理監と防災士連絡協議会が連携し、地域の自主防災組織の防災強化の推進、それから防災訓練の企画や防災訓練の情報提供などを通じて、市民の皆様方の自助・共助の意識の高揚でありますとか、自主防災組織の能力向上を図っていきたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7番（児玉正孝君） 新しく任命される防災監の後押しを、ぜひとも庁内一緒になって頑張って、ためになっていただくということが一番ですので、よろしくお願いいたします。

あと、新聞紙上ではスロースリップという言葉をよく耳にするようになりました。南海トラフ地震が近い将来確実に来るであろうと言われております。このときには、阿蘇地域でも震度6強の揺れが起こるであろうというふうな報道もあります。災害時には、行政は市民の救援救護はもとより、被災地域からの受入れ、また他県への被災地支援も求められるようになるかとは思います。防災情報化におかれましては、市民の安心・安全を守るために、なお一層の準備をしっかりとやっていただくよう要望して、この質問を終わります。ありがとうございました。課長には続けて質問します。

次の質問です。生成人工知能（A I）についてお尋ねします。チャットG P Tに代表されるA Iですが、これは便利だということで、急速に認知度が高まっております。この生成A I導入のメリットは何かという質問でございます。そもそもA Iの利用は、産業界では古くから幅広く用いられてきました。進歩を重ね、膨大な量の情報を整理して、人が必要とするものを簡単に人工知能が提供できるようになっております。文章の作成や音楽を作るなど、また研究開発など様々な分野で利用をされております。このシステムは、行政文書の作成、会議資料の作成など、今まで職員が時間を費やしてきた業務を効率よく的確にやってくれるものだと思います。どの部署も人員不足であり、有効活用するべきだと思っております。そこで、今回、予算書の中で生成A Iシステム環境構築委託料、並びにシステム使用料が計上されています。導入に至った必要性和経緯を防災情報課長、お願いします。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

生成A Iの導入に至った経緯でございますけども、一昨年からオープンA IがチャットG P Tを公開して以来、世界的に生成A Iの開発と活用が急速に進んでおります。これを受けて全国の自治体でもこの生成A Iを活用した業務効率化ができないかという取組がもう昨年からは始まっております、一定の成果が出ているということがございましたので、私ども阿蘇市でも導入してきたいというふうに考えました。今回、令和6年度当初予算に計上いたしました生成A Iのものにつきましては、先ほどから話が上がっておりますチャットG P Tと同様の対話型のサービスです。パソコン上からA Iに目的、それから要点を指示しまして質問をすることで、文書作成とか難しい表計算のプログラム、そういったものを短時間で提案させることができます。これまでは職員が一からそういった資料を探して文書を作るであり

ますとか、プログラミングの本を読みあさって作るとか、そういったことで時間を費やしておりましたが、この対話型の生成ＡＩによりますと、質問すればそれを瞬時に返していただいて、これまで以上の業務効率化につながるというふうに考えております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○７番（児玉正孝君） 業務の負担軽減ということが今おっしゃられましたように、ぜひともこれを有効に利用されて活用していただきたいと思います。課長、ありがとうございました。

総務課長にお尋ねします。職場の異動で慣れない業務を職員の方が任されたとしても、迅速に職務を果たす必要があります。多くの時間を費やすのが、今、課長が説明された文書作成ではなかろうかと思うわけです。庁内文書や対外的な文書などが主なものと思いますが、頭を抱えるのが事業所であれば稟議書の作成、役所であれば起案書になるかとは思いますが、自分が知りたいことであれば、ＡＩにキーワードを入れれば、即時に答えを出してくれるということでございますので、ただ、これはあくまでも人工知能が作ったものでありますので、人間が考えたものとまた違ったものが出る可能性があるわけです。事実と異なる表現やＡＩが拡散させたい情報も出てくるのではないかと私は考えておるわけです。行政には正確性と信頼性がどうしても求められます。特に、誤った情報を提供する可能性を防ぐためにも、チャットＧＰＴなどのＡＩは支援ツールであって、最終的な十分な検証のもとに正しい内容かどうかを見極めて、業務の効率化に活用して職員の業務負担軽減につなげていく必要があると私は思いますが、課長のお考えはいかがですか。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

先ほどチャットＧＰＴ等の生成ＡＩの危険性等のお話だったかと思います。今回、導入いたします生成ＡＩにつきましては、議員、御心配されておりますとおり、ＡＩがこちらの情報を収集していろんなことに利用されたりとか、そういった心配は確かにございます。国からも生成ＡＩの利用に対するガイドライン策定の指導を受けておりまして、私どももこのガイドラインを作っております。ガイドラインの中では、どうしても生成ＡＩの利用に際し懸念されております機密の保護、それから個人情報漏洩、著作権の侵害等がございます。ですので、このガイドラインにより職員に対して、こういったことには使わないようにというルールも設けておりますし、さらにチャットＧＰＴと違いまして、私どもが使いますのは、入力するのにフィルタリングを持った生成ＡＩでございます。簡単に言いますと、チャットＧＰＴは入力しましたら、その情報を吸い上げて学習していくんですけども、私どもが今回予定しておりますのは、検索エンジンとかだけは使うんですけども、こちらで入力した情報が外に漏れないようなフィルタリングという機能を持った対策を施しておりまして、情報漏洩等を防ごうというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7番（児玉正孝君） 今後とも市民のまた個人情報の流出、プライバシーの侵害等が行われないようにセキュリティ対策を十分に取られてから利用されるようにお願いしてこの質問を終わります。ありがとうございました。

次に、市職員の副業についてを総務課長に質問します。先週の報道でも公務員の長年にわたるアルバイトが明るみになっておりました。熊本日日新聞でも取り上げられておりました。地方公務員法では、副業は禁止ではなく任命権者の許可なく営利企業を営営してはならないというふうにあります。家業の手伝いや小規模農業などは例外とされておりますが、今までの職員からの許可申請の事例をお尋ねします。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） ただ今の御質問にお答えをさせていただきます。

本市においてこういった兼業といいますか営利企業への従事の申請につきましては、先ほど市議がおっしゃられたとおり、自らの農業であったりとかそういったものは必然的に認めるものということで、特に申請等は必要ございませんが、本市において職員が申請として上げているものを挙げますと、社会体育推進としてのスポーツ指導員、それから、管内中学校の学習支援員としての塾講師、あとシンポジウム等でのパネラーとして出席する事案、そういったものについて申請等が現状として挙げられている状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7番（児玉正孝君） これはずっと以前からそういう申請が上がって、逐一、許可をされてきたということでございますか。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 市役所の報酬以外の報酬等も生じる可能性がございますので、そうなりますと本業がおろそかになったりとか、地方公務員法に言います職務専念義務を違反することになったりとか、そういったものがございますので、職員から一つ一つ申請を上げさせて、任命権者の許可を得るという手続きになっているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7番（児玉正孝君） 職員の方々はそれぞれに特技や技術、技能を持っておられる方がたくさんいらっしゃると思います。地域社会の一員として、何かしら貢献をしたいという考えを持っておられる職員の方もたくさんいらっしゃいます。市の職員が休日に公務員とは違う仕事をやって、市民目線で疑惑を持たれないためにも、やはりこうやって私が一般質問に取り上げることで、市民の皆さんに市職員の方も余暇を利用して対価を得ることができるんだということを承知、理解していただくのが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 市議がおっしゃるとおり、職員の社会貢献活動というものは、地域の活性化をはじめとしまして職員の能力向上、それから働きがいといった観点から、非常に有益なものと考えております。その一方では、先ほどもちょっと言いましたが、本業がおろそかになるのではないかとといった心配もされるところでございますので、本業であります市の業務の公務能率確保、これを大前提といたしまして、適切に判断し、対応したいと考

えているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7番（児玉正孝君） これは都市圏部の話でしょうが、マッチングアプリを利用した「タイミー」と呼ばれるような、自分の余った時間を利用したスキマバイトというのがはやっております。あらゆる年齢層に浸透してるようでございますが、これは事業主も必要なときに必要な人を確保できるというふうな利点がございます。阿蘇市で身近に言えば、今から農繁期を迎えるわけですが、アスパラの収穫も始まってまいります。休日を利用してアルバイトができれば、高齢になった地区の農業者に代わってトラクターに乗ったり、また、収穫時には農業法人のオペレータとして働くこともでき、地域貢献もできるのではないかと思っておるわけです。働き方改革が叫ばれている中、あらゆる可能性を持って取り組んでくださいますようお願いして、この質問を終わります。課長、ありがとうございました。

次に、健康寿命を延ばすための取組について、ほけん課長に質問します。市長がいつも言われている「健康が一番、元気が一番」、これだと思っております。私も常々健康が一番、命は次ですよというふうなことを言っておるわけです。そして、ピンピンコロリでみんなでいきましょうということで友人、知人には話しております。健康であれば周囲の手を取ることなく暮らしていけるわけです。予防介護事業の役割と効果はという質問の前に、今回、介護保険料条例の一部改正が採択されました。介護保険制度も3年ごとの見直しで、今年度から第9期目に入るわけですが、今回は、従来9ランクの保険料所得段階を13段階に再編するということで、条例改正されております。低所得者層の負担を軽減して、高所得者の負担割合を基準月額額の1.7倍であったものを2.1倍の保険料負担をしてもらうようになるわけです。全国の自治体を見てみますと、この段階分けが16、また18とかそういうふうなランク分けをされているところもあり、標準額から3倍ぐらいの負担をお願いしているような自治体もあると思います。今、阿蘇市では、今度10から13に申請される第1号保険者の割合は2.2%になるということですが、課長、人数的には何人になりますか。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今の御質問にお答えいたします。

今回、新たに10段階から13段階ということで、保険料としては増額の対象者2.2%ということでお示しましたが、実際の人数といたしましては214人ということになっております。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7番（児玉正孝君） 今までの9段階から13に上がって、また低所得者の方の負担を軽減するというので、やはり事業費に係る額は増える一方ですので、これはいいことだと思っております。保険料は、介護保険事業に係る総事業費見込みから第1号被保険者の法定負担割合を乗じて、また交付金や基金で調整されて算出をされると思います。事業費の増減によって保険料が左右されるということであれば、支援を受ける方、介護を必要とされる方の割合は、資料によりますと、阿蘇市の状況は全国的にも県内でも、サービスを受ける要支援の1から2の方の認定率は低いと見ていますが、いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） 現在、介護保険に関しましては、要支援 1、2、要介護 1 から 5 と 7 段階認定がありますけども、決して阿蘇市が特段低いという状況ではございません。今後は予防を含めて認定率を引き下げることに取り組んでまいります。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7 番（児玉正孝君） 総人口と高齢化人口の推移では、65 歳以上の人口は高止まりで減少に転じているというふうにデータから見て取れると思いますが、64 歳までの生産性が高い人口が著しく減っていく傾向ではないかと思いますが、これはいかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） 現役世代に関しましては、当然、高齢者の割合が増えていきますので、現役世代の割合としては減っていくというふうに考えております。来年度から第 9 期介護保険計画に入りますけども、現在作成しております計画に関しましては、2040 年というものを見込みながらの計画策定というふうにいたしております。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7 番（児玉正孝君） 65 歳以上の方の割合というのは、あまりこれから先変わらないかと思えますけれども、それ未満の方の人口が減るということは、高齢化率が高まるということになりますでしょ。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） 議員おっしゃるとおりだと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7 番（児玉正孝君） 今から先、高齢化率がどんどん上がっていくわけですけども、介護予防事業を推し進めることによって、健康であれば公的サービスを受けずに済むとは思いますが。阿蘇市高齢者いきいきプラン、ここでサロンが果たしている役割と効果の説明を、課長、お願いします。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） サロンについてということでございます。現在、地区サロン活動におきましては、住民主体の通いの場におきまして、主体的に運営される仲間づくりや健康づくりをするための活動です。運営主体につきましては、地域住民の有志や自治会員など様々であります。活動内容も多種多様なものが行われております。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7 番（児玉正孝君） 課長、ありがとうございました。やはり健康であればいろいろサービス支援を受けることなく過ごせると思いますので、総事業費の増大にはつながらないようによろしくお願いいたします。課長、ありがとうございました。

次に、健康増進課長にお尋ねします。健康寿命を延ばすためにはどういった行動を取ってほしいですか、お尋ねします。

○議長（菅 敏徳君） 健康増進課長。

○健康増進課長（山内るみ君） 健康寿命の延伸についてお答えいたします。

健康寿命とは、介護を必要としない自立した生活を送れる期間となりますが、平均寿命が命のある時間としたとき、健康寿命は元気で過ごせる時間となりますので、その差が短いことが目指す健康寿命の延伸ということになってきます。そのために、これは一朝一夕になるものではありませんので、普段から安定した生活習慣を送ること、適度な運動や食事を気をつけること、あと、地区のサロン活動などで社会参加を自ら進んで続けていくということが必要かと思っております。

まず、健康であることが大事になってきますので、そのためには健康診断を受けて、自覚症状のないときから継続して健診を受けることで、病気の予防につながって、脳卒中とか心筋梗塞とかは急に起きるようなイメージがあるんですが、健康診断、特定健診などを受けていただくことで、それを未然に防ぐことができますので、まず健診を受けていただくこと、また、病気になっても必要な治療を受けながら重症化予防に努めるということが、また健康寿命の延伸につながるかと思っております。市としましても、そのために特定健診やがん検診の受診を勧めて、受診の結果に応じて生活習慣の改善や食習慣の見直しを図るために、保健師や管理栄養士などが個別に家庭訪問などをしながら個別指導を行ってる状況です。

○議長（菅 敏徳君） 児玉正孝君。

○7番（児玉正孝君） 健康を保つためにお知らせ端末での健康体操とか、いろいろ施策はあっておりますが、果たしてどのくらいの方があれを見て実際体操をされてるかということとは疑問でございます。今おっしゃいました特定健診の受診率、これを高めて病気の早期発見、早期の対処ということが大事だと思いますけども、今現在の直近の受診率というのはどのくらいの数字ですか。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） お答えいたします。

国民健康保険被保険者に係る特定健診の受診率に関しましては、現在、50%前後ということで推移いたしております。それと、75歳以上、後期高齢者医療の健康診査に関しましては、20%台ということで推移いたしております。

○議長（菅 敏徳君） 児玉議員、少し待ってください。

お諮りいたします。やがて正午になります。児玉正孝君の一般質問の時間が途中でありますが、このまま続けたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは続行いたします。

児玉正孝君。

○7番（児玉正孝君） 特定健診でございますけれども、やはりお年寄りの方は何らかの病気を持って病院にかかられている方が多いわけですが、「私は病院にかかっているから健診に行かない」という方の声も聞きます。こういう方々もやはり健診を受けていただいて、その他の病気の早期発見とか、こういうことにつなげていっていただきたいと思いますので、1人でも介護予防につながるような施策を取っていただきますことを願ひまして、今回の私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） 7 番議員、児玉正孝君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議をこのあたりでとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、午後 1 時から再開いたします。

午後 0 時 00 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

続きまして、1 番議員、杉谷保信君の一般質問を許します。

1 番議員、杉谷保信君。

○1 番（杉谷保信君） お疲れさまです。ちょうど 1 年前に右も左も分からない状態で、先輩からの指導を仰ぎ一般質問をさせていただきました。当時、緊張してあまり記憶がありませんが、その初心を忘れずに議員活動に邁進したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。今回、大きく 2 点通告をさせていただきました。まず 1 点目に、空き家を防ぐための対策はという形で質問をさせていただきます。空き家を防ぐために 2019 年から本格的に人口減少社会に突入している昨今、ここ阿蘇市でも空き家の数が増えていることと思います。超高齢化社会になりつつあることや、少子化による人口減少、若者の人口流出による人口減少が顕著になっております。ここ阿蘇市でも 2014 年の人口は 2 万 8,169 人でしたが、2024 年 1 月の時点で 2 万 4,737 人、約 3,400 名ほどが減っている状況になっております。年平均で 300 人もの人口が減少している状況です。このことは阿蘇市だけに限ったことではなく、全国的に見ても総人口が令和 6 年 1 月の概算値で 1 億 2,409 万人となっており、前年同月比の速報値に比べ 66 万人減少しているという統計が出ております。この数はかなりの数値であり、令和 5 年 12 月の熊本市の人口が約 73 万人ですので、熊本市と同数に近い数の人口減少が起きているという状況になっております。私たちが小さい頃は一家族が 5 人から 7 人家庭が多かったと思いますが、核家族化が進み、一家族 4 人の家庭も増えております。一度別々に暮らしたと、後々同居が厳しくなることが多く、先ほども言いましたが、若者の都市部への人口流出等もあり、アパートを借りる方も増えておりますし、アパート賃貸料と同額で持ち家を持つことも可能なことにあり、都市部近郊に家を建てられる方も多く、自分が生まれ育った家に帰られる方は、非常に少ない状態になっております。ふるさとで両親 2 人で生活をされている方も増えております。私もそうです。子供が帰ってくれば空き家にはなりにくいと思いますが、両親が亡くなり、仕事や子供の学校の通学の理由などで生家に戻れない場合には空き家になってしまう、この悪循環が最近顕著に見られることが問題となっております。

ここで何点か確認をさせていただきます。空き家の定義と空き家の判断基準を教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

空き家の定義と空き家の判断基準ということでございますが、定義につきましては、空き家対策の推進に関する特別措置法の定義によりますと、空き家とは建築物又はこれに属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態、常に使われてないということでございます。判断基準としましては、建築物等の状況をもとに建物の用途、それから人の出入り、電気、ガス、水道の使用状況やそれらが使えるかどうか、使用状況が可能かどうか。それから、建築物の登記、それから、所有者等の住民票の内容、建物等の適切な管理が行われているか否か、建築物等の所有者等による利用実績について総合的に客観的に判断することとされております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。空き家の管理強化や活用を促すために自治体ができる対応策を拡充する改正空き家対策特別措置法が2023年12月13日の施行を見ましたが、その内容を御説明ください。よろしくお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 今回の改正法の概要につきましては、現行の所有者による適切な管理の努力に加えまして、国、自治体の施策に協力する努力義務が追加されました。大きく3本柱となっております、活用の拡大、それから管理の確保、特定空き家の除却等の3本柱で対応を強化することを目的といたしております。

活用の拡大につきましては、NPO法人等を空き家等管理活用支援法人に指定いたしまして、所有者等への普及啓発、それから相談、対応を図ることや、空き家等活用促進区域の設定が盛り込まれております。管理の確保につきましては、周囲に著しい悪影響を及ぼします特定空き家化を未然に防止するため、新しく管理不全空き家が設けられまして、自治体からの指導、勧告が実施できることとなりました。

特定空き家等の除却につきましては、財産管理人による空き家の管理、処分や緊急時の代執行制度の創設などが盛り込まれております。適切な管理が行われてない空き家等は、衛生、それから景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすため、改正後の所有者による責務強化に沿った対応を求めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） 不要な土地が国に返還できるというような制度が同時にスタートしたというふうに思います。これはちょっと負担金が必要になると思うんですが、この負担金の額とかが分かったら教えていただけますか。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 土地等の寄贈につきましては、申し訳ございませんが、把握できておりません。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1 番（杉谷保信君） 分かりました。ありがとうございます。空き家の問題についての理由は様々だろうと思いますが、空き家の持ち主からのヒアリング等はされたことがありますでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 防災情報課では危険空き家等の対策について所管しておりますが、地域からの危険空き家等の相談があった場合には、登記簿を調査いたしまして所有者を割り出しまして、空き家等特別対策法第 12 条に基づく改善依頼の通知を行っております。所有者からのヒアリングは特に行っておりませんが、通知後に相談がよくございますので、それには対応して、改善に向けて努力しているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1 番（杉谷保信君） ありがとうございます。いろいろ空き家の問題ですね、難しい問題もあるかと思いますが、ヒアリング等あれば積極的に行っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

空き家問題について一般社団法人と自治体の連携協定を結んでいる自治体もあります。2021 年 6 月に一般社団法人古民家再生協会熊本とリスマイルと上天草市との空き家対策における包括的な連携協定、2022 年 1 月に全国空き家アドバイザー協議会上天草支部設立、2023 年 2 月、同じく熊本支部設立、2023 年 4 月、同じく御船支部が設立をされておりますが、阿蘇地域では設立をされておられません。このことについて阿蘇地域でも設立されるのかと思いますが、阿蘇市としての見解をお答えください。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） ただ今の御質問にお答えいたします。

御提案いただきました空き家関連に関する取組、先ほどのですね、基本的には前向きな姿勢であります。現在、この空き家アドバイザー制度とかと似通った形でありますと、阿蘇市空き家バンクによる物件の調査及び媒介に関する協定を熊本県宅地建物取引業協会と平成 28 年から協定を結んでおります。そういったところで、そこで調査の際にアドバイスを受けるというふうな形でやっておりますので、そういった取組に関連した取組みであるというふうに認識をしているところであります。今年ですけれども、移住定住促進センターを設立をしたいと思っていますので、そこにちょっと注力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1 番（杉谷保信君） 今お答えをいただいたとおり、空き家バンク等を利用して空き家防止の対策を講じられてると思いますが、今日までに空き家バンクの登録数及びマッチングによる賃貸又は売買等が成立した数を教えてください。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） この空き家バンク制度なんですけれども、平成 27 年度から取組を開始しております。これまでの物件登録数は 341 件でございます。それから、その

中で賃貸契約、それから売買の成立の件数などでございますが 216 件の実績でございます。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1 番（杉谷保信君） 平成 27 年から 341 件という年平均がどのくらいになるんですか。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 大体 40 件程度になろうかと思います。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1 番（杉谷保信君） 年間 40 件程度登録されているのであれば、またこれから空き家も多分増えていくと思いますので、もう少しこれは伸びていくんじゃないかというふうに思いますので、御対応のほどをよろしくお願いしたいというふうに思っております。

法治国家の日本で法令遵守で空き家を減らすことは大方可能だろうというふうに私も思っております。法律の枠にはめ込んで強化するのはあまり気乗りしませんが、1970 年に交通事故による死者は 1 万 6,000 人を超えておりましたが、道路交通法の強化によって 2022 年には 2,600 人まで減少しております。昔は飲酒運転をしている人がいると気をつけて帰りなさいよみたいな話もよく聞いておりましたが、これも法によって減少したという部分でありますので、この空き家対策に対しても空き家対策特別措置法で、特定空き家を生まない取組の推進と周知の徹底をお願いしたいというふうに思っております。私の居住する内牧地域は、数件の飲食店と雑貨店等によって休日の昼はある程度のにぎわいを見せておりますが、内牧の商店街の通りでもかなりの空き家があります。わずか数百メートルの通りで、民家で 5 軒、営業していない店舗も 4、5 軒あります。夜になるとあまり歩く人も見えず、非常に寂しい町になっております。内牧の一角にサテライトオフィスができておりますが、もっともっと活気あるまちにしていきたいというふうに思っておりますので、空き家対策、また空き店舗等の有効活用をよろしくお願いしたいと思います。これについての答弁をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 空き家の解消でございますが、これまで受け身でやってきた空き家バンクについて、これから現場に出て探して、地元の区長さん方とコミュニケーションを取ってやるという形で新たにですね、目標としましては 10 月を目途に移住定住センターを設けて、そこに専門の人材を派遣して、そこで空き家、空き地の掘り起こしなどをやりながら、空き家バンクの充実を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1 番（杉谷保信君） ありがとうございます。内牧のメインもからころ通りという形で通り名まで付けていただいて、一生懸命地域の方々は活性化をしようというふうに思っておりますが、いかんせん、夜になると人間が歩いてないと。揶揄されますが、最近、犬猫のほうが多いんじゃないかというところもありますので、この分はしっかり目指して頑張っていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、子育て支援としての奨学金返済への負担軽減策の検討について質問をさせていただきます。公明党は今までも学びたい人が経済的理由等により進学をあ

きらめることのない社会を目指して、奨学金制度の対象拡大や返済不要の給付型奨学金の実現に取り組んできました。そういった取組を進めていく中で、日本学生支援機構によると、現在、大学生の2人に1人、年間128万人の学生が奨学金を利用するまでに制度が拡充しております。令和2年度学生生活調査によると、奨学金を受給している学生は、大学で49.6%、短期大学で56.9%、大学院修士課程で49.5%、大学院博士課程で52.2%となっており、先ほど申したように、学生の半数は奨学金を受けているような状況です。しかし、そんな中、卒業後、阿蘇市に帰ってきた方や就職された知り合いの方からよく聞くようになったのが、奨学金の返済が苦しい、負担が重いという声です。これは5年前の2019年度末の返還延滞者数は32万7,000人、延滞債権は約5,400円にも上っております。この数字は上っている状況です。延滞の主な理由は、家計の収入減や支出増で、延滞が長引く背景には、本人の低所得や延滞額の増加が指摘をされております。こうした利用者の負担軽減に向けて返済を肩代わりする支援制度が2015年から実施されております。いろいろな条件、例えば、一定期間定住、就職するなどある程度の条件を満たせば、対象者の奨学金の返済を自治体が支援する制度です。2023年6月の時点で、全国36都道府県695市区町村が導入をしております。全国で1,700以上ある地方自治体のうちの695になりますので、パーセントで言えば40%程度という形になっております。2015年の発足当時は、自治体と地元企業などが基金を作ることを条件に、国が自治体の負担額の2分の1を特別交付税で支援する枠組みとしてスタートしてきましたが、公明党がこの制度の充実を青年政策2020の一つとして、当時の安倍首相に政策提言、2020年6月に制度が拡充しました。それにより、市町村については基金の設置が不要になり、国が支援する範囲も負担額の2分の1から全額（上限はありますが）までに拡大されました。熊本県内の市町村内で実施しているのは、荒尾市、水俣市、上天草市、錦町、球磨村、苓北町の6市町村です。熊本県としてはくま活サポートを実施をしております。そこで奨学金返済に苦しんでいる若者の負担を軽減するとともに、地方創生の観点から若者の地元阿蘇市定着を促す本制度を阿蘇市でも実施することが必要であると考えます。少人数からの実施でもいいと思います。例えば、自治体職員採用のときに、この制度がありますよと宣伝するだけでも応募人数が増えると思いますし、応募人数が増えれば、よりよい人材の採用にも可能になると思いますが、この点についての阿蘇市の考え方をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

今回の御質問の奨学金の返還支援制度につきましては、そこに生まれ育った人たちの地元への就労と定住、子育て支援策として実施されているものであると思います。先ほど市議から説明のありました県内で取り組んでいる熊本県、それから荒尾市、水俣市、上天草市の内容を確認をいたしました。どこも公務員につきましては、支援対象外とされているようでございます。昨今は、全国的に公務員離れも現実となっておりまして、人口減少、少子化問題は、国をはじめ地方自治体等の公務の現場への人材確保をより一層困難なものにしている状況にございます。そのような中に、市議の御提案にありましたように、このような支援制

度を公務員にも広げるというようなことになりますと、公務員を職業として選択するという
ことに一定以上の効果も生じるのではないかなというふうには思っているところでござい
ます。

しかしながら、地方公務員法の給与をはじめとする処遇につきましては、地方公務員法を
根本基準とした制限がございまして、給与、勤務時間、その他の勤務条件が、まず社会一般
の情勢に適応しなければならないということや、給与は国及び他の地方公共団体の職員、そ
れから、民間事業に従事する方の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないとい
う厳しい制限がございます。これらを踏まえて検討いたしますと、市職員だけに特化したこ
ういった市独自の手当、給付制度は市職員の採用面においては大きなインセンティブ効果と
いうものをもたらすのではないかなとは思っております。国や他の地方公共団体で採用をされ
ておらず、現状として一般の情勢に適用するものでない状況からいたしますと、市民の皆様
等に十分な説明責任が果たせないという状況でございますので、なかなか導入のほうは非常
に困難ではないかなというふうな認識でございます。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。ちょっと私も認識不足でありまして、自治
体の部分でいろいろお話をお伺いすると、今、なかなか自治体の職員になり手が少ないとい
うところを広く聞きましたので、自治体から率先的に導入したらどうですかという話をさせ
ていただきました。確かに、高知県とかよその都道府県とかでされてるのは、10 年以上定
住する意思のある者とか、5 年間は、これも定住する意思がある者という部分で、ここは高
知県の話なんですけども、募集をかけたら予想外の人数が就職で地元で定住をしていただい
たという部分で、若者が増えれば、当然ながら住民も増えますし、税収のアップにもつなが
りますし、これはまたどんどんどん増やしていけばいいのかなというふうに私も思ってい
ます。先ほど奨学金の部分もお話をしましたが、やっぱり半分の子供たちが奨学金を受
けているという部分でなれば、やっぱり返済が初めからマイナスからのスタートになるとい
うふうな考え方もできるのかなというふうに思ってます。毎年、年間 20 万円ぐらいの返済
額ということになりますので、それでいくと月 2 万円というふうな返済が就職してすぐから
返済が迫られるという部分になれば、これもやっぱり地方自治体じゃなくて阿蘇市の企業な
り何なり、そういうところでこれをまた導入していただければなというふうに思いますの
で、そこら辺はどうですか。課長、何か方策はありますか。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） いろいろと職員の確保と言いますか、定住に向けた一つの手法
として御提案をいただいたということで、大変ありがたく思っているところであります。今
後、公務員というこういったなり手についても、さらに厳しい状況が来るのではないかとち
よっと予想をしているところでございます。これについては、私どもも大きな課題と捉えて
おります。より多くの方が阿蘇市に、一番いいのは地元の若い方が残っていただくというこ
とが非常に重要なことかと思っております。一番いいのは、阿蘇市職員を職業として選んで
いただく。そして、阿蘇市に残っていただくというのが一番理想かと思っておりますけれど、で

きる限りこれからもいろんな工夫を凝らしながら、公務の魅力、それから阿蘇市は特色があるよというような部分も打ち出しながら、持続的な行政運営に向け、有能な人材確保に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君。

○1番（杉谷保信君） ありがとうございます。これはよその自治体でもどんどんどんどん取り組んでいただければなというふうに思いますので、今、阿蘇地域がどこもしてないという部分でもありますので、一般企業向きにでもしていただければなというふうに思いますので、今後、御検討のほどよろしくお願いいたします。課長、ありがとうございました。

以上、2点を今回質問をさせていただきました。すみません、ちょっと勉強不足で変な質問になってしまいましたが、次回、また一生懸命勉強をして質問をさせていただきたいというふうに思います。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（菅 敏徳君） 杉谷保信君の一般質問が終わりました。

続きまして、4番議員、竹原真理子君の一般質問を許します。

4番議員、竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） 4番議員、竹原真理子です。よろしくお願いいたします。ちょうど昼過ぎて、皆さん目が小さくなったような気がしますけども、私も含めて。子守唄にならないように、しっかり頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

春を告げる野焼きも終わり、木や草花もたっぷり水を吸い上げ、成長する季節になりました。水は命をつなぐために不可欠で、そのための水道事業は大切な自治体の役割です。日本は世界で類を見ないほどの安定した水道の整備と安全な水の供給を実現しており、阿蘇市においても日頃からの水道管理に努力をしてくださっており、その成果を市民が受け取っています。その大事な水道事業について、今後も安心して市民が水を使えるために質問させていただきます。

2018年に国会で水道法が改正され、いわゆる水道事業の民営化が可能となりました。全国の自治体で民営化が進んでおり、それに伴って市民からの不安の声も上がっているのを見聞きしています。熊本でも既に幾つもの、今のところ6か所なんですけれども、大きな市が民営化をしているというのを聞き及んでおり、そのことについて質問いたします。阿蘇市では、他の自治体での民間委託の現状について把握されているのでしょうか。答弁お願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） お疲れさまでございます。ただ今の質問に対してお答えさせていただきます。

県内には45市町村の自治体がございますが、これは調査結果なんですけれども、そのうち水道事業を運営する事業体、これは近くで言うと大津菊陽水道企業団や一部事務組合を含め47事業体がございます。そのうち包括的な業務の委託状況につきまして、水道料金の検針から始まりまして、調定、徴収、また窓口業務、そういった業務を包括的に委託している

事業体は7事業体ございます。また、施設管理のほうですけれども、取水、浄水施設や配水施設の運転管理業務等、こちらを包括的に委託している事業体は、上の7事業体と被っておりますけれども12事業体ございます。また、管路に阿蘇市でもございますけれども、漏水等の維持、修繕、こちらの業務を委託している事業体は21事業体ございます。そのあたりを把握しております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） ありがとうございます。水道の民営化で懸念しているのは、外資系による一部民営化でございます。水道事業と一口に言いましても、さっきおっしゃられたように検針、集金、受付業務、料金業務、未収金、そういう業務とか分野は確かに広いとは思いますが、その業務を一手に引き受ける代行する会社がございます。ある市では、5年間で33億円という莫大な委託料を支払っている自治体もございます。私は水の安全性ですね、この日本の優秀な水道事業は、設備の維持や水質の管理など、様々な方面での見えない不断の努力のたまものだと思っております。当たり前に見える水道のありがたさに気づいていない市民も多いかとは思いますが、今年、能登半島地震でいまだにまだ水道が出てない、大変困窮されてる被災者の方がいらっしゃると思っておりますけど、そういうことも踏まえて、阿蘇市の水道事業における取組も知ってもらいたいと思っております。そこで、現在の水道事業の課題と今後の経営の方向性について教えていただきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） ちょっと先に述べさせていただきますと、うちのほうでは直営で行っておりますので、現時点では、他の自治体がおっしゃったような外資系が入ってくるとかそういうところは把握はしてないんですけれども、今のところ、本市におきましては直営を堅持して、何年か前に見積り等も取りましたけれども、ちょっと経済的に見合わないという結果にもなりましたところもありまして、直営を堅持したいと思っておりますので、業務委託の予定は今のところはございません。ただ、他の自治体に研修あたり行かせていただいて、そちらの動向や経営状況を注視しながら検討はしていきたいと考えております。今のところは直営を堅持したいと考えております。

水道事業の課題と今後の経営の方向性でございますけれども、何分、人口減少に伴いまして料金収入が減少してきております。何とか今は黒字なんですけれども、やっぱり、昨今の燃料費、電気料などの物価高騰によりまして、水道事業の収益は年々減少傾向にございます。

また、一方、管路や施設など水道施設の老朽化は著しく進んでおりまして、そちらの更新事業費用は増加傾向になっております。また公営企業会計管理、また水道事業の技術者の育成などの面でも、人材育成の面で将来的な課題は山積しております。今後は人材育成、技術者、経理担当者、そういった人材育成やアセットマネジメント、これは40年、50年の長期にわたる計画なんですけれども、また経営戦略を基本としまして、将来的には水道料金の改定も視野に入れまして経営の健全化を進めてまいりたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） ありがとうございます。それでは、最も重要な水質について質問

いたします。阿蘇は世界に誇る水の都で、湧水を利用する家庭も多く、市外からもくみに来られる方が後を絶ちません。

一方で、水道水についてはどのように各家庭に送られているか、市民は、私を含めてほとんど知らないと思います。水道水はどこから引いてきて、どのような処理をして水道に流されているのか。安全な水道水供給にはどのような取組をされているかを伺いたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） 御心配される点多々あるかと思いますが、これは上下水道課、私どもの広報活動の欠如といいますか、水道の仕組みについて、市民の皆さんに広報活動をもっと広く広めるべきでございましたけれども、なかなか市民の皆様方に水道の仕組みとかそういった広報が十分ではなかったかなと、おっしゃるとおり反省するところではございます。ただ、水道のほうは水質、もちろん水道水の安心・安全、また、継続的、安定的な供給が水道事業を行う上で最も重要とされるところでございますので、水質検査、そのあたりについては水道法に基づきまして、もう従来から定期的水質検査ですね、法に基づいた、そちらをやっていっております。水道の仕組みについては、阿蘇は、熊本県全体ですけれども、地下水が豊富でありますので、滅菌処理、浄水処理というのが地下水をくみ上げて、また自噴してるところもございますけれども、そこに滅菌処理ですね、平たく言えば塩素処理なんですけれども、そちらをするのみで滅菌処理を行って給水している状況でございます。なかなか水道の仕組み、一般の方はどこに水源があって、どこから流れてきてどこからどうというのは御存じないかとは思いますが、その辺も含めまして、またホームページ上で水道に対する理解を深めていただけますようにやっていきたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） ありがとうございます。今、塩素濃度ということで教えていただきましたけれども、私がまだ子供のころ、よく虫歯予防にフッ素加工の水道水に混ぜたらどうのこうのというのが私の頭の中に入ってるんですけど、そういうフッ素とかは入れてはもらいたくないですね。

○議長（菅 敏徳君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） 私も水道が長いのでちょっとフッ素には敏感になっておりますけれども、先ほど申しましたとおり、地下水をくみ上げて、その湧水にあくまでも塩素の滅菌処理を法に基づいた 0.1 p p m 以上ないといけないものですから、そこを上限ももちろん決まっております 0.8 p p m なんですけれども、確におっしゃるとおり、時折お風呂に入ったときとかお茶を入れたときとか塩素のにおいがプンとすると。一応、おいしさの基準として 0.1 p p m 以上は確実に保って、0.4 p p m 以下に絶対にするというような管理基準を持ってやっております。フッ素は小学校とかフッ素口腔うがいとかそういった虫歯予防とかはあるとは思いますが、水道水には基準値以下しか含まれておりませんし、また足してもおりません。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） ありがとうございます。この塩素濃度ですね、これは誰がどのように正確に管理しているのかというのも、ちょっとせっかくですからお聞きしたいと思いますけど。

○議長（菅 敏徳君） 上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） 今、外業の施設管理の職員、こちらも昔は現業職員だったんですけれども、今は会計年度任用職員さんということで、元水道に経験があった方を主に採用させていただいてるんですけれども、塩素の注入方法については、その水源ごとに自動的に塩素濃度を保てるようなふうに設定しまして、自動的に注入しております。割合で言うと、10トンに対して1ccです。分かりづらいですけどですね。ペットボトルのキャップが5ccなんです。10トンは防火水槽の大きさぐらいです。そういった割合で、もう1トンに対すると1滴ぐらいの濃度でポンプが動いたときに自動的に注入するような仕組みになっております。そのあたりも、毎年、さっきも言いました小学校とか社会科見学で来るときにお教えしているような部分でもございますけれども、また、先ほども言いましたように、なるだけ市民の方に分かりやすい形で、ホームページ上に水道の仕組み等も掲載していきたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。関連質問になっておりますので、気をつけて質問してください。

○4番（竹原真理子君） 命に直結した大事な水源と水質管理を、今聞いた限りでは、今のところというポイントがあるんですけど、民営化の計画はないということで少しは安心しておりますけども、命に直結した大事な水のことでございますので、私の考えとしては、一般企業にお任せする市の管理意識というのを改めて、他の市町村に問うべきではないかと思えます。市民の命の水を責任を持って預かるためには、公営企業局が管理すべきだと私は思います。利益を追求する企業ではなく福祉の観点から、しっかりと行政側で見てほしい。多少コストがかかっても、これは仕方がないのではないかと、私だけの気持ちですけども、ここはお金を削るところではないということをここで声を大にして言いたいと思います。水が郵政やJRなどの今民営化事業というのが大きく、そこが水と一般の企業とは大きく違う点でありますので、生きていくのにこの水というのは不可欠なものだということを、選択肢はないということで、どうぞ阿蘇を守っていただくようお願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、こども食堂について、こども食堂という言葉をここ5、6年耳にします。この間もRKKラジオを聞いていたら、こども食堂に支援をというメッセージが流れ、全国的に支援の輪が広がっているように思いますが、私が今までこども食堂というと、ちょっと貧困家庭や不登校家庭とか、親御さんが共働きで自分の子供になかなか面倒を見切れないので、それを見かねたボランティアの方が食事を提供する、そういうことかなというぐらいにしか思っていなかったんですけど、ここちょっと変わってきてるように思いますので、ぜひどういうものかというのを教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） お疲れさまです。ただ今の質問に回答させていただきます。

まず、阿蘇市では、これまで県の直接補助事業であったこども食堂の補助事業、こちらを本年度から阿蘇市の補助事業として実施しているところです。令和5年度の市補助を活用し運営を行った団体は1団体で、あくまでも運営については団体等の自由意思によるボランティアと、もしくは、団体等の社会貢献活動として行われているところです。今、市議の話にあった現在のこども食堂のイメージですけれども、こども食堂の設置の目的の一つに、必要とされる方へ安価又は無料での食事を提供するというものがある、この必要とされる方というものには、おっしゃられたとおり、家庭での食事がなかなかうまく取れてない方、方と言いますのが、子供だけでは本来はないんですけども、こども食堂と地域食堂というものがございまして、ただ、一般的に広く行われているのはこども食堂のほうということになります。こども食堂の目的として昔と変わってきましたのが、地域の子育て見守りネットワーク的な、こういったものの意味合いが大きくなっておりまして、こども食堂を使うのは家庭的に食事がうまく手に入らない方とかそういう方だけではなくて、今は一般的に貧困とかで絞るのではなく、オープンに誰でも食堂が利用できるような形での運営が一般的な主流となっております。その中で集まった子供たちとかから課題のある子がいないかなというふうな地域ネットワーク的に見守りの場としての設定、こちらがこども食堂の役割の主流となっております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） ありがとうございます。本市では年間、昨年度でもよろしいんですけど、何名の子供が利用しましたでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 利用者数という形ではちょっと難しいんですけども、今回、うちの補助事業を実施する団体では、SNS等でメニューを提示して、こういう食材、今、お弁当配付がメインになっているんですけども、それを行います。こういうメニューがありますというのを流して、LINEなどで予約を取り、1回当たりの配食数を大体100用意されているようです。それを令和5年度に関しては12回やるということで、延べで言うと1,200名、ただ、利用者はもちろん重複もしておりますし、利用者数という形にはなりませんけども、大体1,200食を出されたということになります。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） 市からの支援金は幾らぐらいだったのでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 補助金は1年当たりの開催回数に応じて補助金が設定してありまして、4回から10回開催すると5万円、11回から20回開催すると10万円、21回以上は15万円と、あくまでも食材等を買うためのお金とかそういうのよりも、そういう組織を動かすための支援的な補助金の位置づけとなっております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） その5万円とか10万円とかだったらなかなかそれじゃ足りない

と思います。ボランティアというのは、今足りてますでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 恐らく、今やられてる団体も含めて、今まで設立を考えられた団体等も含めて、やはり人の手配、このこども食堂、かなりやっていこうとするにはエネルギーが必要になると思います。そういった部分で各団体、人の手配というのが苦慮されているところですけども、もちろん食の安全を守るために、今やられてる団体に関しましては、人は確保されているというような形です。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） 市民の方の中には、食材とかそういう生産者でちょっと野菜がものすごく余ったからとか、そういう何か寄附したいなと思われる方がいらっしやると思いますけど、これはボランティアも含めてですね、そういう方はどこに連絡すればよろしいのでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） やはりこども食堂の運営には寄附は必須というか、なくてはならないものという形で行われております。先ほど言ったとおり、資金的なものはこちらで少しは用意しますが、基本は寄附運営が基本になっております。寄附をいただくものの中にお米、野菜が今主流になっているということで、その他についてはまたお金で買うような形になっているというふうに聞いております。ということもありまして、寄附、支援金、こういうようなものは大歓迎です。寄附されたい方は、直接そのこども食堂に連絡をして御相談をされるか、県の実施している、これは県のホームページにも載っているんですけども、こども食堂コーディネーターという部分がございますので、そちらに、こういう冊子も出されていますので、御相談されるのがいいかなというふうに思います。そしたら、阿蘇市だけではなくて、いろんな地域にも足りないところがあるなら、そこのコーディネーターが取りまとめて、一遍に野菜が来て余るようだったらほかのところにもとか、そういった感じでコーディネートはされるというふうに聞いております。

○議長（菅 敏徳君） 竹原真理子君。

○4番（竹原真理子君） ありがとうございます。道路のよくトマトとかニンジンとかいっぱい廃棄してあるのを見ると、もう私はやっぱり時代が古いのかもしれないけども、もったいないなという気持ちがとても思うんですけども、そういうふうにして子供さんたちにおいしい食事を作っていて提供していただければ、そういうボランティアの方もたくさんいらっしやると思いますので、ぜひこの活動を有意義なことに使っていただけるようによろしくお願いいたします。

これで私の一般質問は終わります。

○議長（菅 敏徳君） 4番議員、竹原真理子君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩にしたいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、暫時休憩といたします。2時10分より再開いたします。

午後 1 時 55 分 休憩

午後 2 時 10 分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、6 番議員、佐藤菊男君の一般質問を許します。

6 番議員、佐藤菊男君。

○6 番（佐藤菊男君） 6 番議員、佐藤菊男です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず最初に、農業振興地域整備計画の全体見直しについてお尋ねをいたします。この見直しのスケジュールは、令和 3 年度が基礎調査、令和 4 年から 5 年にかけて、全体見直し後に県との法定協議、決定公告となっていますが、見直しは完了したのかお尋ねします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

令和 3 年度から基礎調査を、議員おっしゃいますとおり実施いたしまして、令和 4 年度に法定協議、それから、令和 5 年に入りまして計画決定となりまして、令和 5 年 5 月から運用を開始いたしております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6 番（佐藤菊男君） 市のホームページをちょっと確認しましたが、この農業振興関係の整備計画はホームページ上には上がっておりませんが、ほかの計画は結構ホームページ上で確認できるんですが、そのあたりは何か理由があるのか。また、ホームページ上に載せる必要がないと思われてるのか、そこをちょっとお尋ねします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 本来であれば、市の施策の一つとして公表すべきものでもありますけども、本計画につきましては、計画の目的等々については可能ではありますが、実際、計画の範囲でありますとか個別の土地の部分の情報については、個人情報等もございまして、それについては個別対応、市のほうに問合せさせていただいて、その旨回答するような形で運用を行ってのような状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6 番（佐藤菊男君） 了解しました。今回、令和 2 年末における農政課の資料では、農業振興地域面積は 3 万 3,162 ヘクタール、このうち農用地区域が 1 万 8,859 ヘクタール、農用地区域から除外された農振白地区域が 1 万 4,303 ヘクタールとなっておりますけれども、見直し後の数値に大幅な変動があるのか。また、大きな変動があれば、その理由をお尋ねします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今回の全体見直しの中で、主に農業上の利用が見込まれない山林、また、公共事業で転用された土地及び具体的な開発計画の用地として確保する土地として約 368 ヘクタールを農用地区域から除外を行っております。今回の除外によりまして、農用地区域が 1 万 8,490 ヘクタールと、農振計画区域の約 56%を占めております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） それでは、見直し後の旧町村ごとの農振白地区域ですね、主に原野が多いと思いますが、その現状についてお尋ねします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 旧町村ごとの原野の白地区域の現状でございますけども、旧一の宮町、旧阿蘇町の原野におきましては、採草放牧地として従来から農地開発された原野が多でございます。このことから一帯的に保全をする必要がある原野につきましては、農用地区域に設定いたしております。また、展望所等の園地指定されました原野につきましては、整備された区域や現況山林等を園地等で整備された区域でありますとか、現況山林等を農振白地として取り扱っております。また、旧波野村の原野ですけども、旧波野村時に取決めで農地となっております、従来より農業振興地域整備計画に記載されました地番の土地を農用地区域として取り扱ってるような状況でございます。なお、それ以外の土地を農振白地として取り扱っております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 町村合併から約20年が経過しようとしておりますけれども、白地区域の取扱いを阿蘇市として統一すべき時期に来ているのではないかと思いますけれども、さっき言ったように、旧一の宮、阿蘇地区と波野地域の原野の取扱いが違うという部分がありますので、もう先ほど言いましたように、合併して阿蘇市としてのやり方に改めていくべきじゃないかと私は思っておりますので、合併当初から現在まで移動することなく農政課に勤務され、農政に精通している佐伯課長の意見を求めたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 阿蘇市として原野の取扱いを統一すべきではないかというふうな御質問でございますけども、先ほど申しましたとおり、波野村時代の農地としての取決めも含めまして、まずそれが1点でございます。それと基本的に農業者年金でありますとか、そういった受給対象者に対して支給条件の支障が出てくるといったこともございます。また、乱開発の防止の抑制にもなるということで、従来どおりの取扱いの運用を全体計画においては継続しているような状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 農政課長の話も分かりますけれども、波野地域の原野は、従前から先ほど言われたように農振農用地に編入されて、現在に至っております。農業形態の変化と近年の肥料、農薬、燃料をはじめとする生産資材などの高騰による農業所得の伸び悩み、少子高齢化の進展による過疎化の進行になかなか歯止めがかかっておりません。そのよう中、後継者がいないことからやむなく離農を決意する農家が増えているのが現状であります。これまで採草放牧や堆肥資源として活用していた多くの原野が利用されることなく荒廃が進みつつあるのが現状でございます。土地の所有者としては、原野を荒廃させることなく、資産価値を少しでも上げようと、植林をしたいという方々が結構いらっしゃるんですけども、農振農用地の壁があり、造林補助が受けられずに、そのままの荒れた状態に苦悩されてる姿

があるのが現状でもあります。これは、私、農政課が所管します阿蘇市森林計画による人工造林の際は補助事業の活用による造林の実施を推進すると、これに相反するものでもあると私は思っているところです。御承知のように、波野地域の原野は、その大部分が個人余裕で面積も狭く点在している上、周囲を山林に囲まれるなど、野焼き等による維持も危険なため未利用原野となり荒廃化が進み、有害鳥獣であるシカやイノシシなどの増加の一因となることから、農用地区域からの除外をぜひ早急に検討すべきではないかと思っております。この農振地域の除外は、除外申請をして農政課の中の協議会で検討をして、それから県知事へという流れがあると思いますが、そのあたり、地域から上がってきた分は、十分そのあたりの事情を考慮していただいて対応をしていただきたいと思いますけれども、農政課長の答弁を求めます。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 令和3年から始めました前回の見直しの中で、旧波野村エリアで除外の御要望、計画がある所有者の方からつけ出しを行っていただきまして、約11件の案件があったということで、今回の全体見直しの中で処理をさせていただいております。

また、議員のほうからおっしゃいましたとおり、非常に原野が点在しているといったところも見受けられますけれども、基本的には第1種農地、周辺農地が10ヘクタール以上の農地でございますけれども、については植林等による除外ができないというふうな要件がございます。現在、農業委員会も含めまして、熊本県、また県農業会議に第1種農地につきましても許可するよう要望を上げているような状況でございます。

また、除外の御要望があれば、それぞれ個別案件という形で対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 住民の方から除外申請等の相談があれば、親切丁寧に説明をして、御要望に添えるような形での市の指導を今後ともよろしく願いを申し上げたいと思います。

それでは、次に広域基幹林道阿蘇東部線の阿蘇望橋の補修について質問を行いたいと思います。阿蘇望橋は1999年、平成11年8月に3年の年月を費やして広域基幹林道阿蘇東部線第6号橋として、熊本県により架けられた阿蘇の山間に架ける日本最長の屋根付き木造ラチストラス橋であり、日本版マディソン郡の橋とも言われております。補足しますと、マディソン郡の橋は小説を原作とする1995年公開の恋愛映画で、アメリカアイオワ州に実在するローズマンブリッジを舞台に、クリントイーストウッドが自ら監督と出演を行った映画でございます。今回、令和5年度の一般会計予算において、この橋の補修設計業務委託料が計上されておりましたが、設計のほうは完了したのかお尋ねをいたします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今年度の予算を用いまして、補修設計業務を委託により実施をいたしております。設計については完了をいたしておるところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 設計が完了したのであれば、補修工事の着工予定時期がいつごろか、

計画されているのか、時期についてのお尋ねをいたします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今回の補修設計によりまして、改修費用を積算をいたしておりますけれども、1億5,000万円程度の概算工事費でございます。それによりまして、補修工事の実施につきましては、橋梁の安全性を確保するために早急にする必要がございますけれども、補助事業や森林環境譲与税の活用を検討を行い、財政状況に合わせまして年次的な補修も含め計画的に施工を実施してまいりたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 概算設計が1億5,000万円ということで、これを先に延ばせば延ばすほど、今回の委員会の中でもありましたように、非常に物価高騰、人件費高騰で建築単価がどんどん上がっていくものと思われます。そのあたりも考慮しながら、ぜひ早めに経費が安く、これ以上高くないようなことを考慮しても、早めに工事に着工していただければと思っております。木造橋につきましては、5年に1回の定期点検というのが定められておりますけれども、このあたりはずっとこれまで5年ごとに点検をされてきたのか、お願いします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 阿蘇市合併いたしまして数回、概ね5年、若干5年を超えた年次もございますけれども、その間、災害等も踏まえまして、これまで定期的に点検業務は委託により実施してきているような状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 先ほども申しましたように、先に延ばせば延ばすほど改修費が増えていくと思いますので、ぜひ通行車両等の安心・安全を守るためにも、早期にできることから手を付けていただきたいと思いますと思っております。

それと関連しまして、一昨年、令和4年9月の定例会で一般質問を行った以降、現在まで橋周辺の道路の両側の土羽部分の雑木や竹、また雑草の伐採等による景観保全のほうが全然手が付けられておりませんが、その理由についてお尋ねをいたします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 令和4年9月定例会でもお答えをさせていただきました。基幹林道阿蘇東部線につきましては、夏場に除草管理作業ということで委託により実施いたしておりますけれども、当該橋梁の付近につきましても対象エリアに加えさせていただいております。なかなか除草作業の回数あたりも限定されている関係上、やはり時間がたちますと繁茂するような状況が見受けられます。また、橋梁付近、林道の土羽等の現場を確認しましたところ繁茂しているような状況でございますので、次年度の林道管理委託の中で回数を追加するなど、また、今回の橋梁点検業務の中で、若干、河川敷については、竹林等で支障となる分については除伐をしてありますけれども、先に実施を検討しております改修工事の中で重機等を有効利用しまして、河川敷の繁茂した樹木等、竹林等の除去を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） この付近に民家はありませんけど、この地区の方々は、やはり普段からちょっと気になるということで、自分たちも協力できる部分があればやりたいというお考えをお持ちですので、そのあたりで安価な方法での地元の協力をいただきながら美化作業に取り組むこともできますので、そのあたりも考慮に入れていただければと思っております。この橋の名前は県内外の多くの人たちに親しんでいただくよう、また阿蘇への御来遊を歓迎する意味の「阿蘇望」と、ここから阿蘇山を遠望するという意味が込められております。それが今、さっき言ったように竹林等の繁茂で、なかなかそれが以前のようなきれいな阿蘇山、根子岳、高岳が望める状況ではありませんので、橋ができた当時のような形の景観に少しでも近づけるように、努力のほうをお願いを申し上げたいと思います。

また、ここの路線は、林業の振興はもちろん、周辺の高冷地野菜を中心とした農業振興、山村と都市住民の交流、山村地域のアクセス機能を高めるなど多くの目的を持った道路であるとともに、阿蘇と宮崎県の高千穂、延岡を結ぶ大型バスの観光ルートとしても重要な路線で、通行量も非常に増えているところです。そういう道路ですので、安心・安全で快適な道路環境の維持と管理に、今後どのようなスタンスで臨まれるか。管理林道の特性として、非常に高いのり面がこの林道には存在しておりまして、ここにも急斜面に雑木がどんどん大きくなってきて、冬、積雪時期等の倒木等で交通障害を引き起こす恐れもありますので、そのあたり長期的な展望を持って管理作業に当たっていただきたいと思いますが、農政課長の御意見を伺います。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 阿蘇望橋につきましては、議員おっしゃいますとおり、非常に全国でも珍しい、また最長の本橋というふうなことで注目をされている橋梁でもございます。農政課といたしましても、阿蘇東部線の一部として管理を徹底してまいりたいつもりでございますけれども、これまで以上に東部線の林道の通行や、また全体的な維持管理保全に支障がある対象箇所につきましては、重点的に対応を計画をさせていただきますけれども、地元のそういったお声も十分反映し調整を諮らせていただきながら、十分安全管理、また景観を阻害しないような対応をできる限り対応させていただきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 道路としての安心・安全が確保できるように、これまで以上に農政課のほうに努力をいただければと思います。どうも課長、ありがとうございました。

それでは、最後の質問ですけれども、地域高規格道路中九州横断道路、竹田阿蘇道路及び国道 57 号線の滝室坂トンネルに関連してお尋ねをいたします。平成 4 年 12 月に着工式が行われた竹田阿蘇道路の工事の進捗状況について、まずお尋ねをいたします。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。

竹田阿蘇道路でございますが、整備延長全体で 22.5 キロございます。そのうち竹田市側

が 16.9 キロ、阿蘇市側が 5.6 キロでございまして、進捗といたしましては、竹田 I C と波野 I C 付近の橋梁工事が進められてる状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6 番（佐藤菊男君） 両方、竹田と波野の両インターチェンジのほうの橋梁工事が進んでるということですが、非常に菊陽町の T S M C 進出によって、西のほうからが調査区間だったのが、もう既に事業化という形で、逆に先に事業化したところが遅くなるような可能性もありますので、そのあたり一体的な形として今後もやっていただきたいと思いますところでございます。

その中で、国道 57 号線の滝室坂トンネルについてですが、工事関係者の話によると、ある程度舗装までは終わったという話がいろんなところに伝わって、もう通れるじゃないかという形で、いつ開通するんだというのが住民の関心事でもあります。何かこのあたりについて情報があれば、提供できる範囲で結構ですのでお願いしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） トンネルの進捗は、議員おっしゃるとおり議員のほう詳しいかもしれませんが、公表されている覆工工事につきましては、トンネルの中をコンクリートで覆う工事が 93% ということでございまして、今現在、国道 57 号線の取付道路あたりも工事が進められておりますが、開通時期としては未定とお知らせがでございます。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6 番（佐藤菊男君） このあたり、当然、波野側では、さっき言った竹田阿蘇道路は国道 57 号線をまたいだ高架で滝室坂トンネルへと接続すると思うんですが、それまでには相当な年数がかかりますので、当然、住民の方々としては、現在の国道 57 号線から神楽苑のところからトンネルを通して坂梨に出るという考えでおられますので、そうしないと竹田阿蘇道路の開通を待ってトンネルもというのは、もうトンネルが長期間使用できないというような状況になりますのでそれはないと思うんですが、その後は一刻も早くトンネルが通行できて、大雨時だったり積雪時の国道 57 号滝室坂トンネルの代替のトンネルとして活用できるようにお願いをしたいと思います。未来への期待、中九州新時代に向けて、一緒に夢をかなえたいと思っておりますが、今後も力強く、熊本県、大分県、一緒に国土交通省や財務省への要望活動を行っていただき、あらゆる機会を捉えて早期の整備促進を要望していただきたいと思います。佐藤市長、いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） ただ今の質問にお答えを申し上げます。

今、佐藤議員がおっしゃいましたように、その気持ちは私も燃えるような思いと一緒にありますけれども、おかげさまで滝室坂トンネル、正式には、まだいつということは聞いておりません。これは皮膚感覚でそれぞれの皆さん方が、今か今かと思って待ち遠しく思っておられる。その中でいろいろ話も出てきてると思いますけれども、工事をやる側のほうも非常に慎重を期しておるようでございますから、正式にまだ発言は聞いていないところでありますけれども、今おっしゃられたようなことで、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

ます。特にその中でも竹田と波野間においては、こちらのほうも、今、建設課長が申し上げましたように進んではおりますものの、波野地区のほうでも重要な課題を抱えている部分もありますので、そのこともひっくるめてしっかりと前に進むように、これから取り組んでいきたいと思っております。道路はやっぱり全線つながることによってその効果を2倍も3倍も5倍も発揮するわけでありますから、早急に大分と熊本間が結ばれるように、あまりにもTSMCの部分だけに偏りがないように、これからしっかりと前を向いて、そして関係機関のほうにお願いをしてまいりたいという決意でおります。

以上、私の発言にさせていただきました。

○議長（菅 敏徳君） 佐藤菊男君。

○6番（佐藤菊男君） 市長の決意をお伺いしました。今後とも本当力強く、この地域高規格道路の熊本・大分の全線開通に向けて、また取組をお願いを申し上げたいと思います。高速交通ネットワークとしまして、九州の東西を連結する中九州横断道路の整備促進は、非常に重要だと市長同様思っております。これからもさらに強く国や県へ働きかけていただくことを期待するとともにお願いをして、私の一般質問を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 6番議員、佐藤菊男君の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時40分 散会